

【表紙】

【提出書類】	有価証券報告書
【提出先】	関東財務局長殿
【提出日】	平成31年2月22日
【計算期間】	第12期（自 平成29年12月8日 至 平成30年12月7日）
【ファンド名】	しんきんSRIファンド
【発行者名】	しんきんアセットマネジメント投信株式会社
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 堀 泰彦
【本店の所在の場所】	東京都中央区京橋三丁目8番1号
【事務連絡者氏名】	野呂 俊夫
【連絡場所】	東京都中央区京橋三丁目8番1号
【電話番号】	03－5524－8161
【縦覧に供する場所】	該当事項はありません。

第一部【ファンド情報】

第1【ファンドの状況】

1【ファンドの性格】

（1）【ファンドの目的及び基本的性格】

① ファンドの目的

我が国の金融商品取引所上場株式に投資し、投資信託財産の成長を目指して運用を行います。

② ファンドの基本的性格

当ファンドは、以下の「商品分類」および「属性区分」に該当します。

1）商品分類表

単位型投信・追加型投信	投資対象地域	投資対象資産（収益の源泉）
単 位 型 投 信	国 内	株 式 債 券
追 加 型 投 信	海 外	不動産投信 その他資産 ()
	内 外	資産複合

(注)当ファンドが該当する商品分類を網掛け表示しています。

2）属性区分表

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態
株式 一般 大型株 中小型株	年1回		
債券 一般 公債 社債 その他債券	年2回	グローバル	ファミリーファンド
クレジット属性 ()	年4回	日本	
不動産投信	年6回 (隔月)	北米	
その他資産 (投資信託証券(株式))	年12回 (毎月)	欧州	
資産複合 ()	日々	アジア	
資産配分固定型	その他 ()	オセアニア	
資産配分変更型		中南米	
		アフリカ	
		中近東 (中東)	ファンド・オブ・ ファンズ
		エマージング	

(注)当ファンドが該当する属性区分を網掛け表示しています。

<商品分類の定義>

- 「追加型投信」…一度設定されたファンドであっても、その後追加設定が行われ従来の信託財産とともに運用されるファンド
- 「国 内」…目論見書または投資信託約款（以下、「目論見書等」といいます。）において、組入資産による主たる投資収益が実質的に国内の資産を源泉とする旨の記載があるもの

- 「株 式」…目論見書等において、組入資産による主たる投資収益が実質的に株式を源泉とする旨の記載があるもの

＜属性区分の定義＞

- 「その他資産（投資信託証券（株式））」…目論見書等において、投資信託証券（マザーファンド）を通じて主として株式に投資する旨の記載があるもの
- 「年1回」…目論見書等において、年1回決算する旨の記載があるもの
- 「日本」…目論見書等において、組入資産による投資収益が日本の資産を源泉とする旨の記載があるもの
- 「ファミリーファンド」…目論見書等において、親投資信託（ファンド・オブ・ファンズにのみ投資されるものを除きます。）を投資対象として投資する旨の記載があるもの

※当ファンドが属さない商品分類および属性区分の定義については、一般社団法人投資信託協会ホームページ（ http://www.toushin.or.jp ）をご参照ください。

③ ファンドの特色

社会的責任を果たすことにより、持続的に成長する可能性が高いと考えられる企業に投資します。

- ◆「企業の社会的責任（CSR）」に着目した投資を行う「社会的責任投資（SRI）」ファンドです。

●企業の社会的責任（CSR）とは…

CSR（Corporate Social Responsibilityの略）は、企業の「財務面」、「環境面」、「社会・倫理面」での責任を指します。企業が社会的責任を果たすことは、「成長機会の創出」、「事業の社会的・経済的な長期安定」を通じた、企業競争力の向上につながると考えられています。



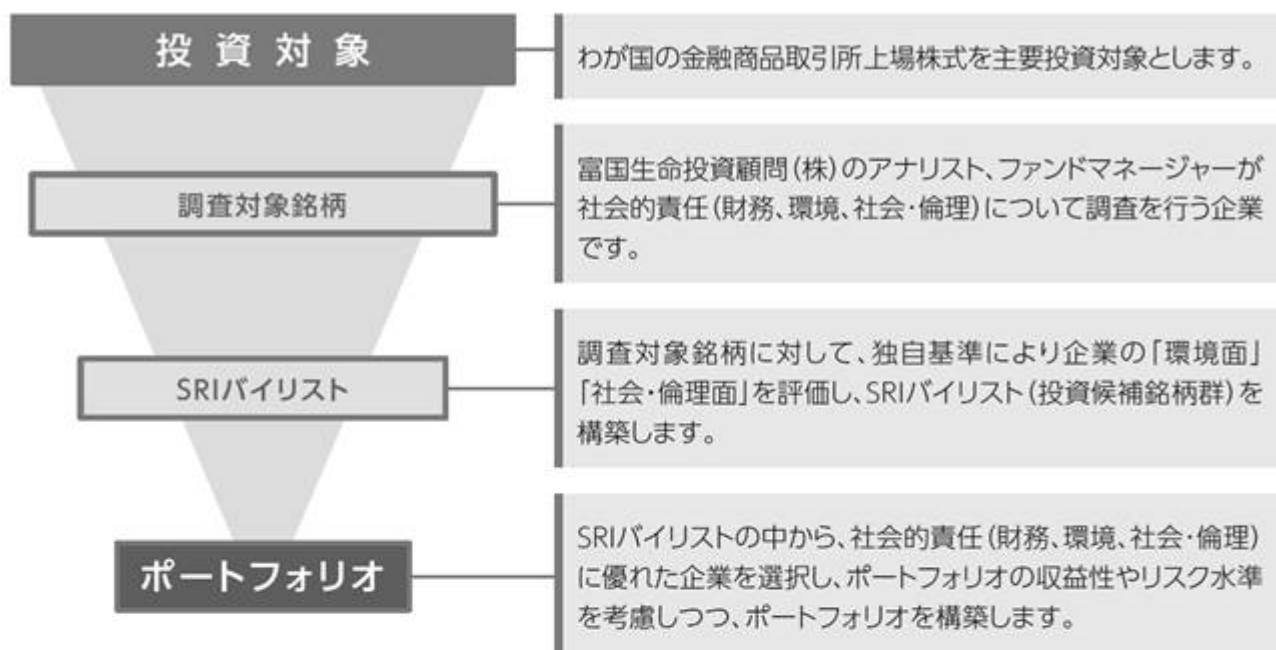
●社会的責任投資（SRI）とは…

SRI（Socially Responsible Investmentの略）とは、日本においては一般的に「社会的責任投資」と呼ばれています。SRIは、企業の社会的責任（CSR）を評価して投資を行う手法です。

- ◆「最も着実な成長を期待できる企業は、社会的責任を果たすことにより、持続可能な経済の成長を推進する企業」との考えに基づき、「財務」「環境」「社会・倫理」の視点から調査・分析し投資します。
- ◆社会的責任を果たす優れた企業に投資するため、企業の社会的責任（CSR）についてのアナリスト、ファンドマネージャーによる、個別企業の直接訪問調査を重視します。

■ 銘柄選定プロセス

社会的責任を果たす優れた企業に投資するため、企業の社会的責任（CSR）についての個別企業調査を重視します。



〈企業の社会的責任の評価〉

企業の社会的責任のうち、環境面、社会・倫理面の評価は、SRIアナリストおよびファンドマネージャーが行います。また、企業の社会的責任のうち、財務面の評価はアナリストが行います。

〈モニタリング〉

SRIアナリストおよびファンドマネージャーは、ポートフォリオ構築銘柄に対して継続的なモニタリングを行います。企業の社会的責任（CSR）の観点から問題のある事件等が発生した場合は、調査を行ったうえで投資を継続するかどうかを判断します。

■ ベンチマークについて

しんきんSRIファンドでは、投資銘柄の決定などにあたって目安となる指標（このような指標を「ベンチマーク」といいます。）を設定しています。

当ファンドは、東証株価指数（TOPIX）をベンチマークとし、これを中長期的に上回る投資成果を目指します。

※東証株価指数（TOPIX）は、株式会社東京証券取引所（(株)東京証券取引所）の知的財産であり、指数の算出、指数値の公表、利用など同指数に関するすべての権利は、(株)東京証券取引所が有しています。なお、本商品は、(株)東京証券取引所により提供、保証または販売されるものではなく、(株)東京証券取引所は、ファンドの発行または売買に起因するいかなる損害に対しても、責任を有しません。

■ 収益分配について

年1回の決算時（12月7日（休業日の場合は翌営業日））に収益分配方針に従って分配を行います。

下記の図はイメージであり、将来の分配金をお約束するものではありません。

収益分配金のお支払いのイメージ



※自動けいぞく投資コースの場合、分配金は自動的に再投資されます。（再投資の際に、購入時手数料は掛かりません。）

※分配金をお受け取りになる場合には、事前に販売会社所定の手続きを行っていただく必要があります。

※詳しくは販売会社にお問い合わせください。

収益分配 方針

- 分配対象額の範囲は、経費等控除後の繰越分を含めた利子・配当収入と売買益（評価益を含みます。）等の全額とします。
- 分配金額は、委託会社が基準価額水準等を勘案して決定します。ただし、分配対象収益が少額の場合は、分配を行わないこともあります。

■ 収益分配金に関する留意事項

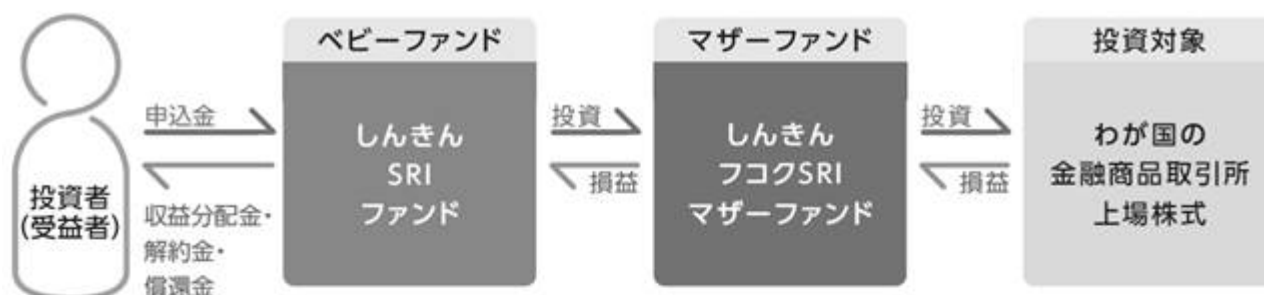
- 分配金は、預貯金の利息とは異なり、投資信託の純資産から支払われますので、分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。

投資信託で分配金が支払われるイメージ



- 分配金は、計算期間中に発生した収益（経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益）を超えて支払われる場合があります。その場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。
また、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。
- 投資者のファンドの購入価額によっては、分配金の一部ないしすべてが、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。
ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がりが小さかった場合も同様です。

■ ファンドの仕組み



投資者の資金は、しんきんSRIファンド（ベビーファンド）にまとめられ、しんきんフコクSRIマザーファンド（マザーファンド）に投資されます。このように、実質的な運用をマザーファンドで行う方式を「ファミリーファンド方式」といいます。

※ベビーファンドがマザーファンドに投資するに際して運用管理費用（信託報酬）等のコストは掛かりません。

※しんきんSRIファンド（ベビーファンド）は直接、わが国の金融商品取引所上場株式に投資することがあります。

当ファンドの実質的な運用を行う「しんきんフコクSRIマザーファンド」の運用指図に関する権限は、富国生命投資顧問株式会社に委託します。

●投資顧問会社：富国生命投資顧問（株）
 [金融商品取引業者 関東財務局長（金商）第458号]
 加入協会／一般社団法人日本投資顧問業協会

富国生命グループの投資顧問会社として、1986年7月設立。SRI（社会的責任投資）の運用については、2003年12月より開始。SRIの運用においては、CSR（企業の社会的責任）面に係る自社での直接取材に運用会社としていち早く取り組んでいます。SRI担当者が企業のCSR面での評価を、株式担当のアナリストが財務面での評価を行います。

※市況動向あるいは資金動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

■ 主な投資制限

- 株式への実質投資割合には制限を設けません。
- 外貨建資産への投資は行いません。

④ 信託金の限度額

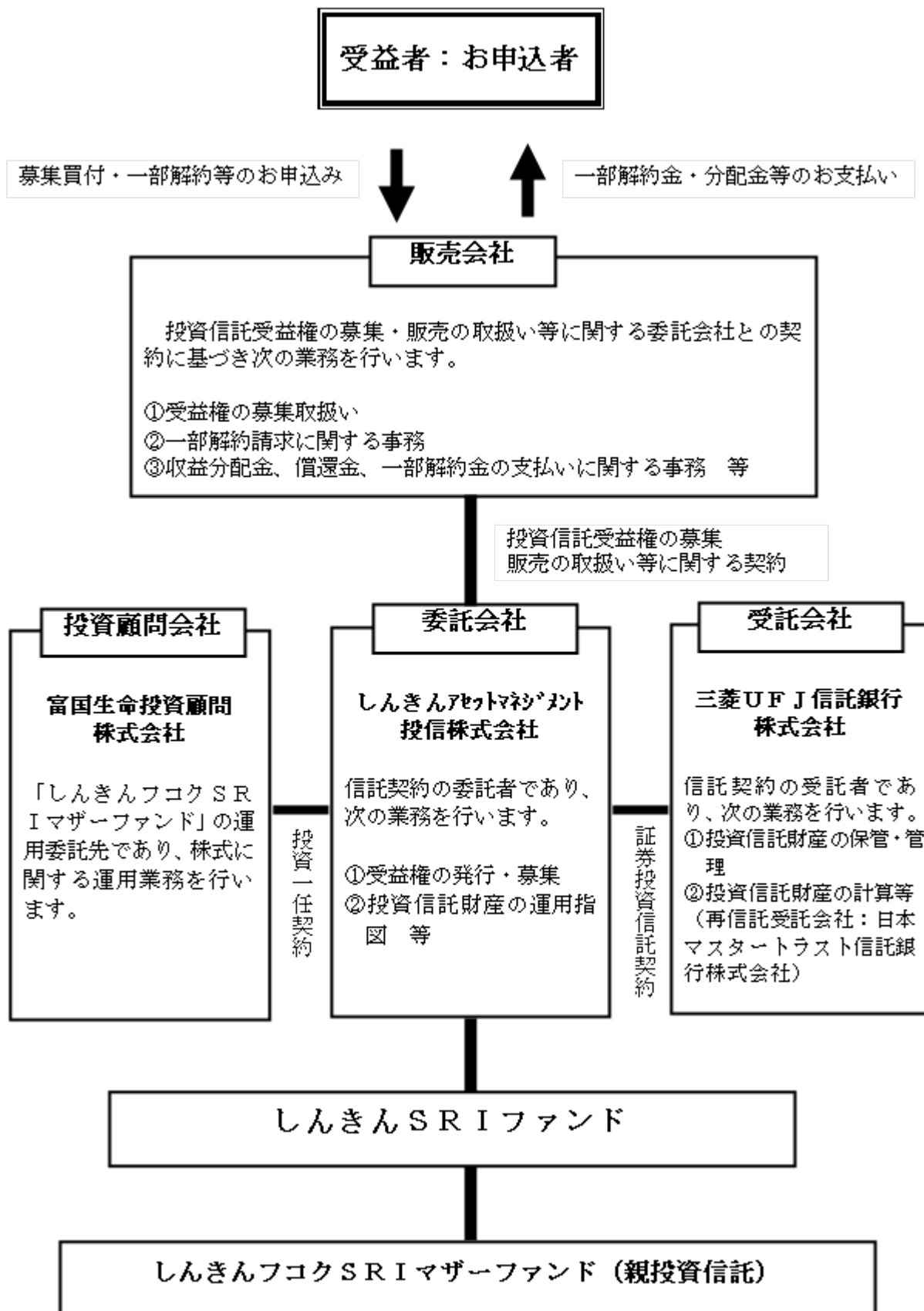
- ・ 5,000億円を限度額として信託金を追加できます。
- ・ 委託会社は、受託会社と合意のうえ、限度額を変更することができます。

(2) 【ファンドの沿革】

2006年12月8日 信託契約締結、ファンドの設定、運用開始。

(3)【ファンドの仕組み】

当ファンドの仕組みは、以下のとおりです。



＜委託会社の概況＞（本書提出日現在）

① 名称

しんきんアセットマネジメント投信株式会社

② 本店の所在の場所

東京都中央区京橋三丁目8番1号

③ 資本の額

200百万円

④ 会社の沿革

1990年12月	全信連投資顧問株式会社として設立
1991年3月	投資顧問業の登録
1992年3月	投資一任契約に係る業務の認可
1998年11月	「しんきんアセットマネジメント投信株式会社」に商号変更
1998年12月	証券投資信託委託業の認可
2007年9月	金融商品取引業者（投資運用業、投資助言・代理業）の登録
2017年8月	金融商品取引法に基づく第二種金融商品取引業の追加登録

⑤ 大株主の状況

名称	住所	所有株式数	比率
信金中央金庫	東京都中央区八重洲一丁目3番7号	4,000株	100.0%

2【投資方針】

(1)【投資方針】

① 投資対象

「しんきんフコクSRIマザーファンド」（以下「親投資信託」といいます。）の受益証券を主要投資対象とします。なお、株式等に直接投資することもあります。

② 投資態度

1) 投資にあたっては、主として親投資信託の受益証券への投資を通じ、原則として以下の方針に基づき運用を行います。

イ. 投資にあたっては、わが国の金融商品取引所上場株式を主要投資対象とし、投資信託財産の成長を目指して運用を行います。

ロ. TOPIX（東証株価指数）をベンチマークとし、これを中長期的に上回る運用成果を目指します。

ハ. 銘柄選定にあたっては、持続的に成長する可能性が高いと考えられる、財務面、環境面、社会・倫理面を強く意識する企業への投資を基本とします。

ニ. 株式の組入比率は、原則として高位を保ちます。

ホ. 親投資信託の運用指図に関する権限は、富国生命投資顧問株式会社に委託します。

2) 株式以外の資産への実質投資割合（投資信託財産に属する株式以外の資産の時価総額と投資信託財産に属する親投資信託の受益証券の時価総額に親投資信託の投資信託財産の総額に占める株式以外の資産の時価総額の割合を乗じて得た額との合計額が投資信託財産の総額に占める割合）は、原則として投資信託財産総額の50%以下とします。

3) 市況動向あるいは資金動向等によっては上記のような運用ができない場合があります。

（２）【投資対象】

① 投資の対象とする資産の種類

この信託において投資の対象とされる資産の種類は、次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第２条第１項で定めるものをいいます。以下同じ。）とします。

- １） 有価証券
- ２） デリバティブ取引に係る権利（金融商品取引法第２条第20項に規定するものをいい、約款第28条、第29条および第30条に定めるものに限りします。）
- ３） 金銭債権
- ４） 約束手形

② 投資の対象とする有価証券の範囲等

委託会社は、信託金を、主としてしんきんアセットマネジメント投信株式会社を委託会社とし、三菱ＵＦＪ信託銀行株式会社を受託会社として締結された親投資信託である「しんきんフコクＳＲＩマザーファンド」の受益証券のほか、次の有価証券（金融商品取引法第２条第２項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）（本邦通貨表示のものに限りします。）に投資することを指図します。

- １） 株券または新株引受権証書
- ２） 国債証券
- ３） 地方債証券
- ４） 特別の法律により法人の発行する債券
- ５） 社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券（以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。）の新株引受権証券を除きます。）
- ６） 特定目的会社に係る特定社債券（金融商品取引法第２条第１項第４号で定めるものをいいます。）
- ７） 特別の法律により設立された法人の発行する出資証券（金融商品取引法第2条第1項第6号で定めるものをいいます。）
- ８） 協同組織金融機関に係る優先出資証券または優先出資引受権を表示する証書（金融商品取引法第２条第１項第７号で定めるものをいいます。）
- ９） 特定目的会社に係る優先出資証券（金融商品取引法第２条第１項第８号で定めるものをいいます。）
- 10) コマーシャル・ペーパー
- 11) 新株引受権証券（分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。以下同じ。）および新株予約権証券
- 12) 外国または外国の者の発行する証券または証書で、前各号の証券または証書の性質を有するもの
- 13) 投資信託または外国投資信託の受益証券（金融商品取引法第２条第１項第10号で定めるものをいいます。）
- 14) 投資証券または外国投資証券（金融商品取引法第２条第１項第11号で定めるものをいいます。）
- 15) 外国貸付債権信託受益証券（金融商品取引法第２条第１項第18号で定めるものをいいます。）
- 16) オプションを表示する証券または証書（金融商品取引法第２条第１項第19号で定めるものをいい、有価証券に係るものに限りします。）

17) 預託証書（金融商品取引法第2条第1項第20号で定めるもので、本邦通貨建のものとし
ます。）

18) 外国法人が発行する譲渡性預金証書

19) 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受
益証券に限ります。）

20) 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の
受益証券に表示されるべきもの

21) 外国の者に対する権利で前号の有価証券の性質を有するもの

なお、1)の証券または証書、12)ならびに17)の証券または証書のうち1)の証券または証書の
性質を有するものを以下「株式」といい、2)から6)までの証券および12)ならびに17)の証券ま
たは証書のうち2)から6)までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といい、13)の証券お
よび14)の証券を以下「投資信託証券」といいます。

③ 委託会社は、信託金を、前項に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2
条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。以下同じ。）により
運用することの指図をすることができます。

1) 預金

2) 指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きま
す。）

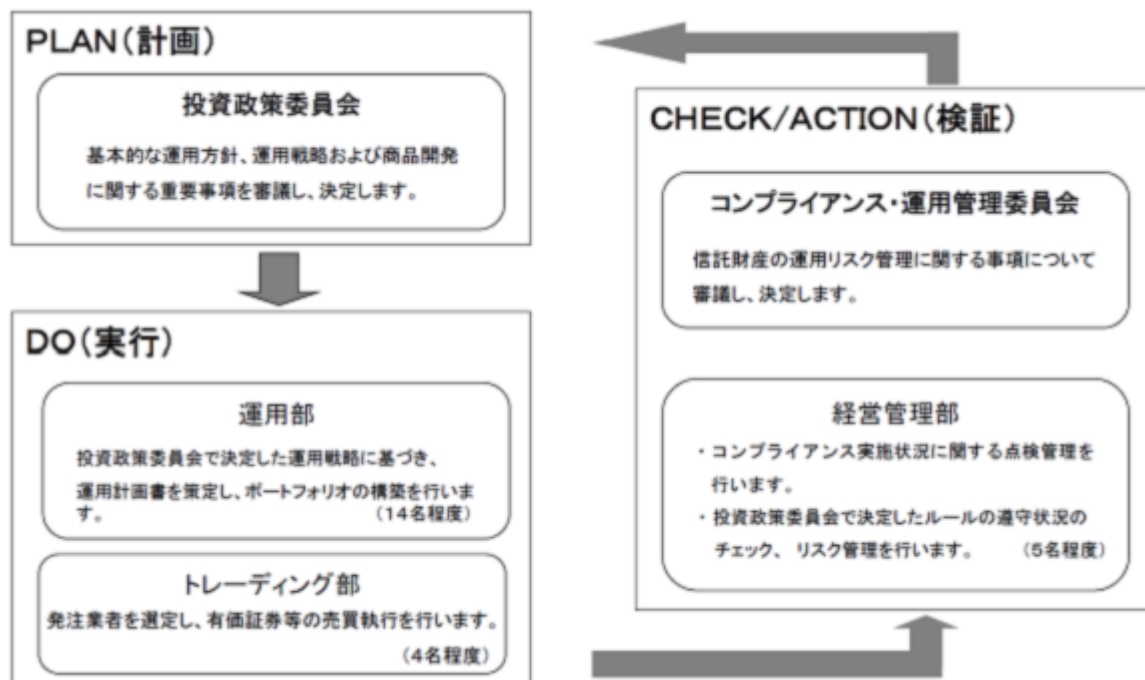
3) コール・ローン

4) 手形割引市場において売買される手形

④ 上記②項の規定にかかわらず、この信託の設定、解約、償還、投資環境の変化等への対応等、委託
会社が運用上必要と認めるときには、委託会社は、信託金を前項1)から4)までに掲げる金融商品に
より運用することの指図をすることができます。

（３）【運用体制】

当社のファンドの運用体制は、以下のとおりです。



《投資決定プロセス》

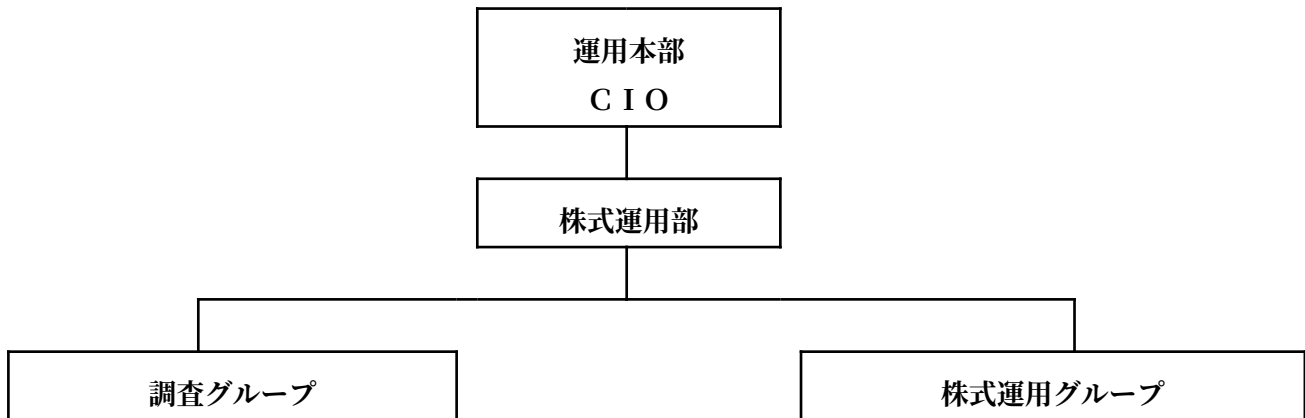
- ① 信金中央金庫グループおよび内外の調査機関からの情報に基づき、投資環境等について当社独自の綿密な調査・分析を行います。
- ② 投資政策委員会においては、ファンダメンタルズ分析、市場分析を踏まえて基本的な投資方針を策定します。また、基本的な投資方針に基づき当面の運用に当たってのガイドラインを決定し、併せて個別銘柄についての分析を行い、投資対象銘柄を選定します。

※ファンドの運用体制等は、今後変更となる場合があります。

＜参考＞

当ファンドの主要投資対象である「しんきんフコクSRIマザーファンド」（親投資信託）の運用は、富国生命投資顧問株式会社に委任しています。

富国生命投資顧問株式会社では、CIOを運用における最高投資責任者とし、株式運用部内における株式運用グループが実際の運用を担当します。



※ファンドの運用体制等は、今後変更となる場合があります。

（４）【分配方針】

毎決算時（12月7日、休業日の場合は翌営業日）に、原則として以下の方針に基づき分配を行います。

- ① 分配対象額は、経費等控除後の繰越分を含めた利子・配当収入と売買益（評価益を含みます。）等の全額とします。
- ② 分配金額は、委託会社が基準価額水準等を勘案して決定します。ただし、分配対象収益が少額の場合は、分配を行わないこともあります。
- ③ 留保益は、投資信託約款の運用の「基本方針」および「運用方法」に基づいて運用します。

（５）【投資制限】

「しんきんSRIファンド」の投資信託約款（以下「約款」といいます。）および法令では、ファンドの運用に関して一定の制限および限度を定めています。かかる制限、限度は以下のとおりです。

- ① 株式（新株引受権証券および新株予約権証券を含みます。）への実質投資割合には制限を設けません。
- ② 新株引受権証券および新株予約権証券への実質投資割合は、取得時において投資信託財産の純資産総額の20%以下とします。
- ③ 投資信託証券（親投資信託の受益証券は除きます。）への実質投資割合は、投資信託財産の純資産総額の5%以下とします。
- ④ 同一銘柄の株式への実質投資割合は、取得時において投資信託財産の純資産総額の10%以下とします。
- ⑤ 同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への実質投資割合は、取得時において投資信託財産の純資産総額の5%以下とします。
- ⑥ 同一銘柄の転換社債、ならびに新株予約権付社債のうち会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在しえない

ことをあらかじめ明確にしているもの（以下会社法施行前の商法第341条ノ3第1項第7号および第8号の定めがある新株予約権付社債を含め「転換社債型新株予約権付社債」といいます。）への実質投資割合は、取得時において投資信託財産の純資産総額の10%以下とします。

⑦ 外貨建資産への投資は行いません。

⑧ 信用取引

- 1) 委託会社は、投資信託財産の効率的な運用に資するため、信用取引により株券を売付けることの指図をすることができます。なお、当該売付けの決済については、株券の引き渡しまたは買い戻しにより行うことの指図をできるものとします。
- 2) 前号の信用取引の指図は、次の各号に掲げる有価証券の発行会社の発行する株券について行うことができるものとし、かつ次の各号に掲げる株券数の合計数を超えないものとします。
 1. 投資信託財産に属する株券および新株引受権証書の権利行使により取得する株券
 2. 株式分割により取得する株券
 3. 有償増資により取得する株券
 4. 売出しにより取得する株券
 5. 投資信託財産に属する転換社債の転換請求および新株予約権の行使により取得可能な株券
 6. 投資信託財産に属する新株引受権証券および新株引受権付社債券の新株引受権行使、または投資信託財産に属する新株予約権証券および新株予約権付社債券の新株予約権（前号に定めるものを除きます。）の行使により取得可能な株券

⑨ 先物取引等

- 1) 委託会社は、投資信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、わが国の金融商品取引所における有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引および有価証券オプション取引を行うことの指図をすることができます。

なお、選択権取引は、オプション取引に含めて取り扱うものとします。

- 2) 委託会社は、わが国の取引所等における金利に係る先物取引およびオプション取引を行うことの指図をすることができます。

⑩ スワップ取引

- 1) 委託会社は、投資信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、異なった受取金利または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下「スワップ取引」といいます。）を行うことの指図をすることができます。
- 2) スワップ取引の指図に当たっては、当該取引の契約期限が、原則として約款に定める信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについては、この限りではありません。
- 3) スワップ取引の指図にあたっては、当該投資信託財産に係るスワップ取引の想定元本の総額と親投資信託の投資信託財産に係るスワップ取引の想定元本の総額のうち投資信託財産に属するとみなした額との合計額（以下本項において「スワップ取引の想定元本の合計額」といいます。）が、投資信託財産の純資産総額を超えないものとします。なお、投資信託財産の一部解約等の事由により、上記純資産総額が減少して、スワップ取引の想定元本の合計額が投資信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は、速やかにその超える額に相当するスワップ取引の一部の解約を指図するものとします。
- 4) 前号において親投資信託の投資信託財産に係るスワップ取引の想定元本の総額のうち投資信託財産に属するとみなした額とは、親投資信託の投資信託財産に係るスワップ取引の想定元本の総

額に親投資信託の投資信託財産の純資産総額に占める投資信託財産に属する親投資信託の受益証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

5) スワップ取引の評価は、市場実勢金利等をもとに算出した価額で行うものとします。

6) 委託会社は、スワップ取引を行うにあたり、担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

⑪ 金利先渡取引

1) 委託会社は、投資信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクを回避するため、金利先渡取引を行うことの指図をすることができます。

2) 金利先渡取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が、原則として約款に定める信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。

3) 金利先渡取引の指図にあたっては、当該投資信託財産に係る金利先渡取引の想定元本の総額と親投資信託の投資信託財産に係る金利先渡取引の想定元本の総額のうち投資信託財産に属するとみなした額との合計額（以下本項において「金利先渡取引の想定元本の合計額」といいます。）が、投資信託財産に係る保有金利商品の時価総額と親投資信託の投資信託財産に係る保有金利商品の時価総額のうち投資信託財産に属するとみなした額との合計額（以下本項において「保有金利商品の時価総額の合計額」といいます。）を超えないものとします。なお、投資信託財産の一部解約等の事由により、上記保有金利商品の時価総額の合計額が減少して、金利先渡取引の想定元本の合計額が保有金利商品の時価総額の合計額を超えることとなった場合には、委託者は、速やかにその超える額に相当する金利先渡取引の一部の解約を指図するものとします。

4) 前号において親投資信託の投資信託財産に係る金利先渡取引の想定元本の総額のうち投資信託財産に属するとみなした額とは、親投資信託の投資信託財産に係る金利先渡取引の想定元本の総額に親投資信託の投資信託財産の純資産総額に占める投資信託財産に属する親投資信託の受益証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。また、親投資信託の投資信託財産に係る保有金利商品の時価総額のうち投資信託財産に属するとみなした額とは、親投資信託の投資信託財産に係る保有金利商品の時価総額に親投資信託の投資信託財産の純資産総額に占める投資信託財産に属する親投資信託の受益証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

5) 金利先渡取引の評価は、市場実勢金利等もとに算出した価額で行うものとします。

6) 委託会社は、金利先渡取引を行うにあたり、担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

⑫ 信用リスク集中回避のための投資制限

一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの投資信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ100分の10、合計で100分の20を超えないものとし、当該比率を超えることとなった場合には、委託会社は、一般社団法人投資信託協会規則に従い、当該比率以内になるよう調整を行うこととします。

⑬ デリバティブ取引等に係る投資制限

デリバティブ取引等（金融商品取引業等に関する内閣府令第130条第1項第8号に定めるデリバティブ取引をいいます。）について、一般社団法人投資信託協会規則の定めるところに従い、合理的な方法により算出した額が投資信託財産の純資産総額を超えないものとします。

⑭ 有価証券の貸付け

- 1) 委託会社は、投資信託財産の効率的な運用に資するため、投資信託財産に属する株式および公社債を、次の各号の範囲内で貸付けることの指図をすることができます。
 - a. 株式の貸付は、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、投資信託財産で保有する株式の時価合計額を超えないものとします。
 - b. 公社債の貸付は、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、投資信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額を超えないものとします。
- 2) 前各号に定める限度額を超えることとなった場合には、委託者は速やかにその超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。
- 3) 委託会社は、有価証券の貸付けにあたって必要と認めたときは、担保の受入れの指図を行うものとします。

⑮ 公社債の借入れ

- 1) 委託会社は、投資信託財産の効率的な運用に資するため、公社債の借入れの指図を行うことができます。なお、当該公社債の借入れを行うにあたり担保の提供が必要と認められるときには、担保の提供の指図をするものとします。
- 2) 前号の指図は、当該借入れに係る公社債の時価総額が投資信託財産の純資産総額の範囲内とします。
- 3) 投資信託財産の一部解約等の事由により、前号の借入れに係る公社債の時価総額が投資信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する借入れた公社債の一部を返還するための指図をするものとします。
- 4) 1)の借入れに係る品借料は投資信託財産中から支弁します。

⑯ 資金の借入れ

- 1) 委託会社は、投資信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性に資するため、一部解約に伴う支払資金の手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。）を目的として、または再投資に係る収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。
- 2) 一部解約に伴う支払資金の手当てに係る借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から投資信託財産で保有する有価証券の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から投資信託財産で保有する金融商品の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から投資信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券の売却代金、金融商品の解約代金および有価証券等の償還金の合計額を限度とします。ただし、資金借入額は借入指図を行う日における投資信託財産の純資産総額の10%を超えないこととします。
- 3) 収益分配金の再投資に係る借入期間は、投資信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。
- 4) 借入金の利息は投資信託財産中より支弁します。

⑰ 法令に基づく投資制限

・同一法人の発行する株式への投資制限

委託会社は、同一の法人の発行する株式を、その運用の指図を行うすべての委託者指図型投資信託につき、投資信託財産として有する当該株式に係る議決権の総数（株主総会において決議をすることができる事項の全部につき議決権を行使することができない株式についての議決権を除き、会社法第879条第3項の規定により議決権を有するものとされる株式についての議決権を含みま

す。）が、当該株式に係る議決権の総数に100分の50を乗じて得た数を超えることとなる場合においては、投資信託財産をもって当該株式を取得することを受託会社に指図することが禁じられています。

・デリバティブ取引に係る投資制限

委託会社は、投資信託財産に関し、金利、通貨の価格、金融商品市場における相場その他の指標に係る変動その他の理由により発生し得る危険に対応する額としてあらかじめ委託会社が定めた合理的な方法により算出した額が当該投資信託財産の純資産額を超えることとなる場合において、デリバティブ取引（新株予約権証券またはオプションを表示する証券もしくは証書に係る取引および選択権付債券売買を含みます。）を行い、または継続することを受託会社に指図しないものとします。

<参考>親投資信託（しんきんフコクSR I マザーファンド）の概要

（１）投資方針

① 投資対象

我が国の金融商品取引所上場株式を主要投資対象とします。

② 投資態度

- 1) 投資にあたっては、我が国の金融商品取引所上場株式を主要投資対象とし、投資信託財産の成長を目指して運用を行います。
- 2) T O P I X（東証株価指数）をベンチマークとし、これを中・長期的に上回る運用成果を目指します。
- 3) 銘柄選定にあたっては、持続的に成長する可能性が高いと考えられる、財務面、環境面、社会・倫理面を強く意識する企業への投資を基本とします。
- 4) 株式の組入比率は、原則として高位を保ちます。
- 5) 運用指図に関する権限は、富国生命投資顧問株式会社に委託します。
- 6) 市況動向あるいは資金動向等によっては上記のような運用ができない場合があります。

（２）投資対象

① 投資の対象とする資産の種類

この信託において投資の対象とされる資産の種類は、次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。）とします。

- 1) 有価証券
- 2) デリバティブ取引に係る権利（金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、約款第19条、第20条および第21条に定めるものに限ります。）
- 3) 金銭債権
- 4) 約束手形

② 投資の対象とする有価証券の範囲等

委託会社（約款第14条に規定する委託会社から委託を受けたものを含みます。以下約款第13条（運用の基本方針）、約款第15条（投資する株式等の範囲）から約款第23条（公社債の借入れ）まで、約款第28条（有価証券売却等の指図）および約款第29条（再投資の指図）について同じ。）は、信託金を、主として次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）（本邦通貨表示のものに限ります。）に投資することを指図します。

- 1) 株券または新株引受権証書
 - 2) 国債証券
 - 3) 地方債証券
 - 4) 特別の法律により法人の発行する債券
 - 5) 社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券（以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。）の新株引受権証券を除きます。）
 - 6) 特定目的会社に係る特定社債券（金融商品取引法第2条第1項第4号で定めるものをいいます。）
 - 7) 特別の法律により設立された法人の発行する出資証券（金融商品取引法第2条第1項第6号で定めるものをいいます。）
 - 8) 協同組織金融機関に係る優先出資証券または優先出資引受権を表示する証書（金融商品取引法第2条第1項第7号で定めるものをいいます。）
 - 9) 特定目的会社に係る優先出資証券（金融商品取引法第2条第1項第8号で定めるものをいいます。）
 - 10) コマーシャル・ペーパー
 - 11) 新株引受権証券（分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。以下同じ。）および新株予約権証券
 - 12) 外国または外国の者の発行する証券または証書で、前各号の証券または証書の性質を有するもの
 - 13) 投資信託または外国投資信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。）
 - 14) 投資証券または外国投資証券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。）
 - 15) 外国貸付債権信託受益証券（金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。）
 - 16) オプションを表示する証券または証書（金融商品取引法第2条第1項第19号で定めるものをいい、有価証券に係るものに限ります。）
 - 17) 預託証書（金融商品取引法第2条第1項第20号で定めるものをいいます。）
 - 18) 外国法人が発行する譲渡性預金証書
 - 19) 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）
 - 20) 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの
 - 21) 外国の者に対する権利で前号の有価証券の性質を有するもの
なお、1)の証券または証書、12)ならびに17)の証券または証書のうち1)の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、2)から6)までの証券および12)ならびに17)の証券または証書のうち2)から6)までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といい、13)の証券および14)の証券を以下「投資信託証券」といいます。
- ③ 委託会社は、信託金を、前項に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。以下同じ。）により運用することを指図することができます。
- 1) 預金

2) 指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）

3) コール・ローン

4) 手形割引市場において売買される手形

- ④ 上記②項の規定にかかわらず、この信託の設定、解約、償還、投資環境の変化等への対応等、委託会社が運用上必要と認めるときには、委託会社は、信託金を前項1)から4)までに掲げる金融商品により運用することの指図ができます。

（3）投資制限

- ① 株式（新株引受権証券および新株予約権証券を含みます。）への投資割合には制限を設けません。
- ② 新株引受権証券および新株予約権証券への投資は、取得時において投資信託財産の純資産総額の20%以下とします。
- ③ 投資信託証券への投資は、投資信託財産の純資産総額の5%以下とします。
- ④ 同一銘柄の株式への投資は、取得時において投資信託財産の純資産総額の10%以下とします。
- ⑤ 同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への投資は、取得時において投資信託財産の純資産総額の5%以下とします。
- ⑥ 同一銘柄の転換社債、ならびに新株予約権付社債のうち会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在しえないことをあらかじめ明確にしているもの（以下会社法施行前の商法第341条ノ3第1項第7号および第8号の定めがある新株予約権付社債を含め「転換社債型新株予約権付社債」といいます。）への投資は、取得時において投資信託財産の純資産総額の10%以下とします。
- ⑦ 外貨建資産への投資は行いません。

3【投資リスク】

「しんきんSRIファンド」は、値動きのある有価証券に投資しますので、基準価額は変動します。したがって、預貯金とは異なり、投資元本は保証されているものではありません。ファンドの運用による利益および損失は、すべて投資者に帰属します。

（1）基準価額の変動要因

<価格変動リスク>

株価は、政治・経済情勢、発行体の業績、市場の需給等を反映して、短期的・長期的に大きく変動します。組入銘柄の株価が下落した場合には、基準価額が下落する要因となります。

<信用リスク>

有価証券等の発行体が経営不安、倒産等に陥った場合、またその可能性が高まった場合には当該発行体が発行する有価証券および短期金融商品の価格は下落し、場合によっては投資資金が回収できなくなることもあります。組入有価証券等の価格が下落した場合には、基準価額が下落する要因となります。

<流動性リスク>

流動性リスクとは、有価証券を売買する際に、需給動向により有価証券を希望する時期・価格で売買することができなくなるリスクをいいます。当ファンドが投資する有価証券の流動性が損なわれた場合には、基準価額が下落する要因となります。

※上記の変動要因は主なもののみであり、上記に限定されるものではありません。

(2) その他の留意点

当ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定（クーリング・オフ）の適用はありません。

(3) リスクの管理体制

運用部門から独立した管理部門が、ファンドのリスクとリターンの計測・分析および法令遵守の観点から運用状況を監視します。モニタリングを日々行い、異常が検知された場合には、直ちに関連部門に報告し、是正を求める態勢としています。原則月1回開催するコンプライアンス・運用管理委員会への報告を通じて、運用部門にファンドのリスクとリターンの計測・分析結果等がフィードバックされ、適切なリスクの管理体制を構築しています。

※投資リスクに対する管理体制等は、今後変更となる場合があります。

参考情報



※上記の左グラフは、各月末における当ファンドの直近1年間の騰落率および基準価額（分配金再投資後）の推移を表示したものです。

※基準価額（分配金再投資後）は、分配金（税引前）を分配時に再投資したものと仮定して計算しています。しんきんアセットマネジメント投信（株）が公表している基準価額とは異なる場合があります。

※上記の右グラフは、当ファンドおよび代表的な資産クラスについて、2014年1月から2018年12月の5年間の年間騰落率の平均・最大・最小を表示したものです。当該グラフは、当ファンドと代表的な資産クラスを定量的に比較できるように作成したものであり、すべての資産クラスが当ファンドの投資対象とは限りません。

上記のグラフ・データは過去の実績を示したものであり、将来の成果を示唆・保証するものではありません。

代表的な資産クラスとの騰落率の比較に用いた指数について

資産クラス	指数名	詳細	権利の帰属先
日本株	東証株価指数 (TOPIX) (配当込み)	東京証券取引所第一部に上場している国内普通株式全銘柄を対象として算出した指数で、配当を考慮したものです。	東京証券取引所
先進国株	MSCI-KOKUSAI インデックス (配当込み、円ベース)	MSCI Inc.が開発した、日本を除く世界の先進国の株式を対象として算出した指数で、配当を考慮したものです。	MSCI Inc.
新興国株	MSCI エマージング・ マーケット・インデックス (配当込み、円ベース)	MSCI Inc.が開発した、世界の新興国の株式を対象として算出した指数で、配当を考慮したものです。	MSCI Inc.
日本国債	NOMURA-BPI 国債	野村證券株式会社が発表している日本の国債市場の動向を的確に表すために開発された投資収益指数です。	野村證券株式会社
先進国債	FTSE 世界国債インデックス (除く日本、円ベース)	FTSE Fixed Income LLCにより運営され、日本を除く世界主要国の国債の総合収益率を各市場の時価総額で加重平均した指数です。	FTSE Fixed Income LLC
新興国債	JP モルガン・ガバメント・ ボンド・インデックス・ エマージング・マーケット・ グローバル・ディバースファイド (円ベース)	J.P. Morgan Securities LLCが算出、公表している、新興国が発行する現地通貨建て国債を対象にした指数です。	J.P. Morgan Securities LLC

(注) 海外の指数は、為替ヘッジを行わない投資を想定して、円ベースとしています。

※権利の帰属先は、当該指数に関する著作権、知的財産権その他一切の権利を有します。

※騰落率は、データソースが提供する各指数をもとに株式会社野村総合研究所が計算しておりますが、同社はその内容について、信憑性、正確性、完全性、最新性、網羅性、適時性を含む一切の保証を行いません。また、当該騰落率に関連して資産運用または投資判断をした結果生じた損害等、当該騰落率の利用に起因する損害および一切の問題について、何らの責任も負いません。

4【手数料等及び税金】

(1)【申込手数料】

- ① 申込手数料は、購入金額に応じて、購入価額に2.7%（税抜2.5%）を上限に、販売会社が個別に定める手数料率を乗じて得た額とします。（※購入金額とは「買付申込日の基準価額×申込口数」をいいます。）
- ② 「自動けいぞく投資コース」の収益分配金の再投資に際しては、申込手数料は掛かりません。
- ③ 申込手数料には、消費税および地方消費税（以下「消費税等相当額」といいます。）が課されます。
- ④ 申込手数料は、販売会社によるファンドの募集・販売に関する取扱事務および情報提供の対価です。

<照会先>

しんきんアセットマネジメント投信株式会社（委託会社）

<コールセンター>0120-781812

携帯電話・PHSからは 03-5524-8181（受付時間：営業日の9:00～17:00）

<ホームページ><http://www.skam.co.jp>

(2)【換金(解約)手数料】

換金（解約）手数料はありません。

(3)【信託報酬等】

運用管理費用 (信託報酬)	純資産総額に対して、 <u>年率1.5984%（税抜1.48%）</u>	
	1万口あたりの信託報酬：保有期間中の平均基準価額×信託報酬率×（保有日数／365）	
	※上記の計算方法は簡便法であるため、算出された値は概算値になります。	
	※運用管理費用は、計算期間を通じて毎日計算され、毎計算期間の最初の6か月終了日および毎計算期間末、または信託終了のときに投資信託財産から支払われます。	
	支払先	配分（税抜）および役務の内容
	委託会社	純資産総額に対して、年率0.70% ファンドの運用、受託会社への運用指図、法定書類の作成等の対価
	販売会社	純資産総額に対して、年率0.70% 交付運用報告書等各種書類の送付、顧客口座の管理および購入後の情報提供等の対価
	受託会社	純資産総額に対して、年率0.08% 運用財産の保管および管理、委託会社からの運用指図の実行等の対価

※「税抜」における「税」とは消費税等相当額をいいます。

委託会社の運用管理費用（信託報酬）には富国生命投資顧問株式会社へ支払う投資顧問報酬が含まれ、その投資顧問報酬額は、計算期間を通じて毎日、当ファンドに係る「しんきんフコクSRIマザーファンド」の純資産額に対し、下記の投資顧問料率（年率）を乗じて得た額とします。

「しんきんフコクSRIマザーファンド」の純資産額	投資顧問料率（税抜）
10億円までの部分 に対して	0.45%
10億円超～20億円までの部分 に対して	0.35%
20億円超～30億円までの部分 に対して	0.30%
30億円超～50億円までの部分 に対して	0.25%
50億円超～100億円までの部分 に対して	0.20%
100億円超～200億円までの部分 に対して	0.15%
200億円超～300億円までの部分 に対して	0.14%
300億円超～500億円までの部分 に対して	0.13%
500億円超 に対して	0.125%

（注）「税抜」における「税」とは、消費税等相当額をいいます。

（４）【その他の手数料等】

- ① 投資信託財産において、一部解約に伴う支払資金の手当て等を目的とし資金の借入の指図を行った場合、当該借入金の利息は投資信託財産から支払われます。
- ② 投資信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用、受託者の立替えた立替金の利息および投資信託財産に係る監査費用ならびに当該監査費用に係る消費税等に相当する金額は、受益者の負担とし、投資信託財産から支払われます。
- ③ ファンドの組入有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料、売買委託手数料に係る消費税等相当額、先物取引・オプション取引等に要する費用は、投資信託財産から支払われます。
- ④ 投資信託財産に係る監査費用は、計算期間を通じて毎日、投資信託財産の純資産総額に年率0.0054%（税抜0.005%）を乗じて計算し、毎計算期間の6か月終了日および毎計算期末または信託終了のときに投資信託財産から支払われます。
- ⑤ 当ファンドの手数料等の合計額については、投資者がファンドを保有される期間等に応じて異なりますので、表示することができません。

（５）【課税上の取扱い】

課税上は株式投資信託として取り扱われます。

- ① 個別元本について
 - 1) 受益者ごとの信託時の受益権の価額等（申込手数料および当該申込手数料に係る消費税等に相当する金額は含まれません。）が当該受益者の元本（個別元本）にあたります。
 - 2) 受益者が同一ファンドの受益権を複数回取得した場合、個別元本は、当該受益者が追加信託を行うつど当該受益者の受益権口数で加重平均することにより算出されます。
 - 3) 同一ファンドを複数の販売会社で取得する場合については、販売会社ごとに個別元本が算出されます。また、同一販売会社であっても複数支店等で同一ファンドを取得する場合は、当該支店等ごとに個別元本の算出が行われる場合があります。
- ② 収益分配金について

収益分配金には、課税扱いとなる「普通分配金」と非課税扱いとなる「元本払戻金（特別分配金）」（受益者毎の元本の一部払戻しに相当する部分）があります。受益者が「元本払戻金（特別分配金）」を受取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該「元本払戻金（特別分配金）」を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。

※個別元本および収益分配金の区分については、後記＜個別元本および収益分配金の区分の具体例＞をご参照ください。

③ 個人、法人別の課税上の取扱いについて

1) 個人の受益者に対する課税

収益分配金に対する課税	収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金については、20.315%（所得税15%、復興特別所得税0.315%および地方税5%）の税率による源泉徴収が行われ、申告不要制度が適用されます。なお、確定申告を行い、申告分離課税または総合課税（配当控除の適用があります。）を選択することもできます。
換金時および償還時	一部解約時および償還時の差益（解約価額および償還価額から取得費用（申込手数料（税込）を含む）を控除した利益）については、譲渡所得とみなされ、20.315%（所得税15%、復興特別所得税0.315%および地方税5%）の税率により、申告分離課税が適用されます。
損益通算について	一部解約時および償還時の損失については、確定申告により、上場株式等の譲渡益と相殺することができ、申告分離課税を選択した上場株式等の配当所得との損益通算も可能です。 一部解約時および償還時の差益については、他の上場株式等の譲渡損との相殺が可能です。 特定公社債等（公募公社債投資信託を含みます。）の譲渡益および利子等も通算が可能です。

※少額投資非課税制度「愛称:NISA（ニーサ）」および未成年者少額投資非課税制度「愛称:ジュニアNISA（ニーサ）」をご利用になれます。毎年、一定額の範囲で新たに購入した公募株式投資信託等から生じる配当所得および譲渡所得が一定期間非課税となります。ご利用になれるのは、販売会社で非課税口座を開設するなど、一定の条件に該当する方が対象となります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

2) 法人の受益者に対する課税

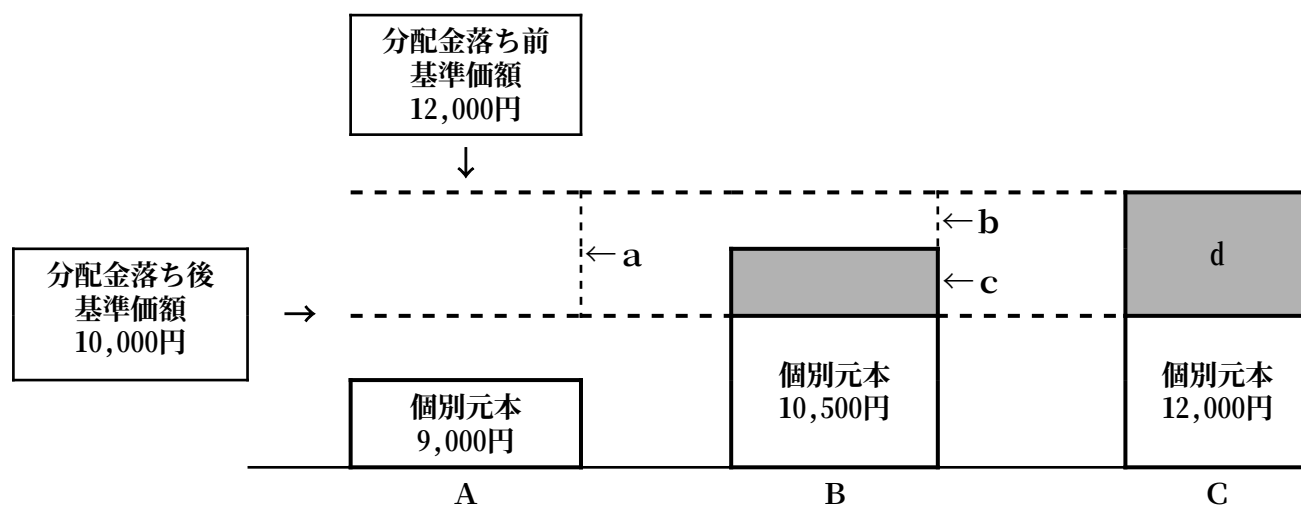
収益分配時ならびに換金時および償還時の差益に対する課税	法人の受益者が支払いを受ける収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金ならびに一部解約時および償還時の個別元本超過額については、15.315%（所得税15%および復興特別所得税0.315%）の税率で源泉徴収され法人の受取額となります。地方税の源泉徴収はありません。 収益分配金のうち所得税法上課税対象となるのは普通分配金のみであり、特別分配金には課税されません。 益金不算入制度の適用はありません。
-----------------------------	--

※取得申込者によって取扱いが異なる場合があります。また、税法が改正された場合等には、上記の内容が変更になることがあります。

※税金の取扱いの詳細については、税務専門家等にご確認されることをお勧めします。

＜個別元本および収益分配金の区分の具体例＞

分配金支払い前の基準価額が1万口当り12,000円、2,000円の収益分配を行い分配金落ち後の基準価額が10,000円となったケース。



A) 収益分配金受取前の個別元本が9,000円の場合

分配金落ち後の基準価額が分配金受取前の個別元本を上回っているため、aの部分(2,000円)は普通分配金となり、収益分配金落ち後の個別元本は9,000円のまま変わりません。

B) 収益分配金受取前の個別元本が10,500円の場合

分配金落ち後の基準価額が当初の個別元本を下回っているcの部分(500円)は「元本払戻金（特別分配金）」となり、収益分配金(2,000円)からc「元本払戻金（特別分配金）」(500円)を差引いた残りのbの部分(1,500円)は普通分配金となります。

収益分配金受取後の個別元本は

収益分配金受取前個別元本(10,500円)－「元本払戻金（特別分配金）」(500円)＝10,000円となります。

C) 収益分配金受取前の個別元本が12,000円の場合

分配金落ち後の基準価額が当初の個別元本を下回っているため、dの部分(2,000円)は「元本払戻金（特別分配金）」となります。

収益分配金受取後の個別元本は

収益分配金受取前個別元本(12,000円)－「元本払戻金（特別分配金）」(2,000円)＝10,000円となります。

※取得申込者によって、取扱いが異なる場合があります。また、税法が改正された場合等には、上記の内容が変更になることがあります。詳しくは販売会社にお問い合わせください。

5【運用状況】

以下は2018年12月28日現在の運用状況です。

※投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価または評価金額の比率です。

※投資比率の内訳と合計は、端数処理の関係で一致しない場合があります。

(1)【投資状況】

資産の種類	国・地域	時価合計（円）	投資比率（％）
親投資信託受益証券	日本	1,088,512,736	99.63
現金・預金・その他の資産(負債控除後)		3,989,658	0.37
合計（純資産総額）		1,092,502,394	100.00

(参考)「しんきんフコクSRIマザーファンド」

資産の種類	国・地域	時価合計（円）	投資比率（％）
株式	日本	5,741,921,120	99.10
現金・預金・その他の資産(負債控除後)		52,366,704	0.90
合計（純資産総額）		5,794,287,824	100.00

(2)【投資資産】

①【投資有価証券の主要銘柄】

評価額上位銘柄

国／地域	種類	銘柄	数量 (口数)	簿価単価 (円)	簿価金額 (円)	評価単価 (円)	評価金額 (円)	投資 比率 (%)
日本	親投資 信託受 益証券	しんきんフコ ク S R I マ ザーファンド	561,784,030	2.0780	1,167,438,022	1.9376	1,088,512,736	99.63

投資有価証券の種類別投資比率

種類	投資比率（％）
親投資信託受益証券	99.63
合計	99.63

業種別投資比率

該当事項はありません。

②【投資不動産物件】

該当事項はありません。

③【その他投資資産の主要なもの】

該当事項はありません。

(参考) 「しんきんフコクSRIマザーファンド」

① 投資有価証券の主要銘柄

国内株式（評価額上位30銘柄）

順位	国／地域	種類	銘柄名	業種	数量又は 額面総額	帳簿価額 単価 (円)	帳簿価額 金額 (円)	評価額 単価 (円)	評価額 金額 (円)	投資 比率 (%)
1	日本	株式	ソニー	電気機器	38,300	5,615.23	215,063,527	5,326.00	203,985,800	3.52
2	日本	株式	日本電信電話	情報・通信業	44,700	5,172.46	231,208,962	4,482.00	200,345,400	3.46
3	日本	株式	三井住友フィナンシャルグループ	銀行業	43,100	4,592.47	197,935,457	3,645.00	157,099,500	2.71
4	日本	株式	大和ハウス工業	建設業	44,200	3,582.36	158,340,340	3,498.00	154,611,600	2.67
5	日本	株式	伊藤忠商事	卸売業	82,700	2,161.17	178,728,759	1,867.00	154,400,900	2.66
6	日本	株式	セブン & アイ・ホールディングス	小売業	30,400	4,954.12	150,605,248	4,783.00	145,403,200	2.51
7	日本	株式	日立製作所	電気機器	49,300	4,006.66	197,528,338	2,935.50	144,720,150	2.50
8	日本	株式	みずほフィナンシャルグループ	銀行業	846,100	188.01	159,079,310	170.30	144,090,830	2.49
9	日本	株式	パナダイナムコホールディングス	その他製品	28,500	3,691.69	105,213,165	4,925.00	140,362,500	2.42
10	日本	株式	日本電産	電気機器	11,200	16,656.60	186,553,920	12,475.00	139,720,000	2.41
11	日本	株式	豊田自動織機	輸送用機器	25,200	6,387.40	160,962,480	5,090.00	128,268,000	2.21
12	日本	株式	東京急行電鉄	陸運業	70,200	1,762.29	123,712,758	1,795.00	126,009,000	2.17
13	日本	株式	日立物流	陸運業	37,600	3,015.94	113,399,592	3,120.00	117,312,000	2.02
14	日本	株式	島津製作所	精密機器	53,400	3,026.75	161,628,450	2,174.00	116,091,600	2.00
15	日本	株式	三菱商事	卸売業	37,800	2,978.45	112,585,410	3,020.00	114,156,000	1.97
16	日本	株式	三井住友トラスト・ホールディングス	銀行業	27,900	4,576.96	127,697,184	4,022.00	112,213,800	1.94
17	日本	株式	三菱ケミカルホールディングス	化学	132,900	1,079.49	143,464,221	832.60	110,652,540	1.91
18	日本	株式	オービック	情報・通信業	12,600	8,793.95	110,803,770	8,490.00	106,974,000	1.85
19	日本	株式	ニフコ	化学	39,900	3,777.42	150,719,058	2,600.00	103,740,000	1.79
20	日本	株式	テルモ	精密機器	15,600	5,953.12	92,868,672	6,224.00	97,094,400	1.68
21	日本	株式	商船三井	海運業	38,000	3,221.50	122,417,000	2,399.00	91,162,000	1.57
22	日本	株式	東レ	繊維製品	117,800	1,021.68	120,353,904	772.00	90,941,600	1.57
23	日本	株式	丸井グループ	小売業	42,100	2,237.06	94,180,226	2,133.00	89,799,300	1.55
24	日本	株式	東京海上ホールディングス	保険業	16,900	5,159.49	87,195,434	5,236.00	88,488,400	1.53
25	日本	株式	J. フロント リテイリング	小売業	69,500	1,756.31	122,063,545	1,260.00	87,570,000	1.51
26	日本	株式	DOWA ホールディングス	非鉄金属	26,000	4,147.27	107,829,020	3,300.00	85,800,000	1.48
27	日本	株式	アサヒグループホールディングス	食料品	19,700	5,439.46	107,157,383	4,269.00	84,099,300	1.45
28	日本	株式	浜松ホトニクス	電気機器	22,300	4,520.74	100,812,518	3,695.00	82,398,500	1.42
29	日本	株式	オムロン	電気機器	20,500	5,961.87	122,218,335	4,000.00	82,000,000	1.42
30	日本	株式	資生堂	化学	11,700	6,876.43	80,454,231	6,892.00	80,636,400	1.39

投資有価証券の種類別投資比率

種類	投資比率（％）
株式	99.10
合計	99.10

業種別投資比率

業種	投資比率（％）
建設業	3.94
食料品	5.03
繊維製品	1.57
パルプ・紙	1.01
化学	8.46
医薬品	2.84
ガラス・土石製品	2.73
鉄鋼	1.02
非鉄金属	2.48
機械	2.32
電気機器	12.22
輸送用機器	4.96
精密機器	4.37
その他製品	4.99
電気・ガス業	1.21
陸運業	6.63
海運業	1.57
情報・通信業	6.42
卸売業	4.63
小売業	5.57
銀行業	7.13
保険業	2.36
不動産業	1.74
サービス業	3.89
合計（対純資産総額比）	99.10

- ② 投資不動産物件
該当事項はありません。

- ③ その他投資資産の主要なもの
該当事項はありません。

(3) 【運用実績】

① 【純資産の推移】

2018年12月末日、同日前1年以内における各月末および各計算期間末の純資産総額ならびに基準価額の推移は以下のとおりです。

計算期間	純資産総額（円）		基準価額（円）	
	分配落	分配付	分配落	分配付
第3計算期間末（2009年12月 7日）	381,491,272	381,491,272	5,509	5,509
第4計算期間末（2010年12月 7日）	374,277,419	374,277,419	5,575	5,575
第5計算期間末（2011年12月 7日）	323,488,787	323,488,787	4,928	4,928
第6計算期間末（2012年12月 7日）	328,402,815	328,402,815	5,183	5,183
第7計算期間末（2013年12月 9日）	516,794,523	516,794,523	8,377	8,377
第8計算期間末（2014年12月 8日）	1,154,729,836	1,154,729,836	9,789	9,789
第9計算期間末（2015年12月 7日）	1,221,222,953	1,267,477,624	10,561	10,961
第10計算期間末（2016年12月 7日）	1,127,880,382	1,127,880,382	9,785	9,785
第11計算期間末（2017年12月 7日）	1,286,644,404	1,376,989,544	11,393	12,193
第12計算期間末（2018年12月 7日）	1,170,766,508	1,205,026,026	10,252	10,552
2017年12月末日	1,317,895,752	—	11,660	—
2018年 1月末日	1,326,190,444	—	11,738	—
2月末日	1,290,596,035	—	11,426	—
3月末日	1,269,536,447	—	11,233	—
4月末日	1,312,495,709	—	11,620	—
5月末日	1,305,996,761	—	11,567	—
6月末日	1,295,220,236	—	11,462	—
7月末日	1,295,801,128	—	11,469	—
8月末日	1,282,583,572	—	11,350	—
9月末日	1,362,386,193	—	12,056	—
10月末日	1,214,518,628	—	10,722	—
11月末日	1,240,413,946	—	10,860	—
12月末日	1,092,502,394	—	9,553	—

（注）基準価額は受益権1口当たりの純資産額を1万口単位で表示したものです。

②【分配の推移】

計算期間		1万口当たり収益分配金（円）
第3期	2008年12月9日～2009年12月7日	0
第4期	2009年12月8日～2010年12月7日	0
第5期	2010年12月8日～2011年12月7日	0
第6期	2011年12月8日～2012年12月7日	0
第7期	2012年12月8日～2013年12月9日	0
第8期	2013年12月10日～2014年12月8日	0
第9期	2014年12月9日～2015年12月7日	400
第10期	2015年12月8日～2016年12月7日	0
第11期	2016年12月8日～2017年12月7日	800
第12期	2017年12月8日～2018年12月7日	300

③【収益率の推移】

計算期間		収益率（％）
第3期	2008年12月9日～2009年12月7日	12.54
第4期	2009年12月8日～2010年12月7日	1.20
第5期	2010年12月8日～2011年12月7日	△11.61
第6期	2011年12月8日～2012年12月7日	5.17
第7期	2012年12月8日～2013年12月9日	61.62
第8期	2013年12月10日～2014年12月8日	16.86
第9期	2014年12月9日～2015年12月7日	11.97
第10期	2015年12月8日～2016年12月7日	△7.35
第11期	2016年12月8日～2017年12月7日	24.61
第12期	2017年12月8日～2018年12月7日	△7.38

（注）収益率とは計算期間末の基準価額（分配金付きの額）から当該計算期間の直前の計算期間末の基準価額（分配落ちの額。以下「前期末基準価額」といいます。）を控除した額を前期末基準価額で除して得た額に100を乗じて得た数です。

(4) 【設定及び解約の実績】

計算期間		設定数量(口)	解約数量(口)
第3期	2008年12月9日～2009年12月7日	4,780,982	3,267,154
第4期	2009年12月8日～2010年12月7日	1,995,458	23,053,250
第5期	2010年12月8日～2011年12月7日	1,635,933	16,562,773
第6期	2011年12月8日～2012年12月7日	468,189	23,364,976
第7期	2012年12月8日～2013年12月9日	1,677,354	18,365,053
第8期	2013年12月10日～2014年12月8日	591,620,787	28,941,451
第9期	2014年12月9日～2015年12月7日	9,396,554	32,606,335
第10期	2015年12月8日～2016年12月7日	3,679,794	7,349,836
第11期	2016年12月8日～2017年12月7日	2,315,034	25,697,520
第12期	2017年12月8日～2018年12月7日	19,205,867	6,536,181

（参考情報）運用実績

データは2018年12月28日現在です。

※下記のグラフ・データは過去の実績を示したものであり、将来の成果を示唆・保証するものではありません。

※端数処理の都合上、各欄の合計が合計欄と一致しない場合や、比率の合計が100にならない場合等があります。

基準価額・純資産の推移



※基準価額および分配金は1万口当たりです。

※基準価額（分配金再投資後）は決算日の翌営業日に分配金を非課税で再投資したものと計算しています。

主要な資産の状況

資産別投資比率

	銘柄名	投資比率
1	しんきんフコクSRIマザーファンド	99.63%
2	現金・その他	0.37%

※投資比率は、しんきんSRIファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。

（参考）しんきんフコクSRIマザーファンドの状況

	組入上位10銘柄		
	銘柄名	業種	投資比率
1	ソニー	電気機器	3.52%
2	日本電信電話	情報・通信業	3.46%
3	三井住友フィナンシャルグループ	銀行業	2.71%
4	大和ハウス工業	建設業	2.67%
5	伊藤忠商事	卸売業	2.66%
6	セブン&アイ・ホールディングス	小売業	2.51%
7	日立製作所	電気機器	2.50%
8	みずほフィナンシャルグループ	銀行業	2.49%
9	パナダイナムコホールディングス	その他製品	2.42%
10	日本電産	電気機器	2.41%

	組入上位10業種	
	業種	投資比率
1	電気機器	12.22%
2	化学	8.46%
3	銀行業	7.13%
4	陸運業	6.63%
5	情報・通信業	6.42%
6	小売業	5.57%
7	食料品	5.03%
8	その他製品	4.99%
9	輸送用機器	4.96%
10	卸売業	4.63%

※投資比率は、マザーファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。

※しんきんフコクSRIマザーファンドの純資産総額は、5,794百万円です。

年間収益率の推移（期間:2008年～2018年）



※上記の収益率は決算時の分配金を非課税で再投資したものと計算しています。

※最新の運用実績はしんきんアセットマネジメント投信(株)のホームページで運用レポートとしてお知らせしています。

第2【管理及び運営】

1【申込(販売)手続等】

- (1) 申込みの際、取得申込者は、販売会社との間の権利義務関係を明確にすることを目的とした契約を結びます。
- (2) 当ファンドには、取扱販売会社によって税引後の収益分配金を無手数料で自動的に再投資する「自動けいぞく投資コース」と、収益分配が行われるごとに収益分配金を受益者に支払う「一般コース」があります。
- (3) 取得申込者が「自動けいぞく投資コース」を利用する場合、販売会社は「自動けいぞく投資約款」を取得申込者に交付し、取得申込者は当該約款に基づく自動けいぞく投資の申込みを行います。
- (4) 申込単位は、「自動けいぞく投資コース」の場合は販売会社が定める単位、「一般コース」の場合は1万口以上1万口単位です。
- (5) 受益権の価額は、取得申込受付日の基準価額に、2.7%（税抜2.5%）を上限に販売会社が個別に定める手数料率を乗じて得た申込手数料を加算した額となります。「自動けいぞく投資コース」の収益分配金を再投資する場合の受益権の価額は、原則として各計算期間終了日の基準価額とします。
- (6) 各営業日の午後3時までに受付けた取得の申込みを、当日の申込受付分として取扱います。この時刻を過ぎて行われる申込みは、翌営業日以降の取扱いとなります。
- (7) 委託会社は、金融商品取引所における取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、取得申込みの受付けを中止することができます。取得申込みの受付が中止された場合には、受益者は当該受付中止以前に行った当日の取得申込みを撤回できます。
- (8) 取得申込者は販売会社に、取得申込みと同時に、または、予め自己のために開設されたファンドの受益権の振替を行うための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録が行われます。なお、販売会社は、当該取得申込の代金の支払いと引き換えに、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録を行うことができます。委託会社は、追加信託により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため振替法に定める事項の振替機関への通知を行うものとし、振替機関等は、委託会社から振替機関への通知があった場合、振替法の規定に従い、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行います。

※ファンドの申込(販売)手続きについてご不明な点がある場合には、委託会社までお問い合わせください。

＜照会先＞

しんきんアセットマネジメント投信株式会社（委託会社）

＜コールセンター＞0120-781812

携帯電話・PHSからは 03-5524-8181（受付時間：営業日の9:00～17:00）

＜ホームページ＞<http://www.skam.co.jp>

2【換金(解約)手続等】

- (1) 受益者は、自己に帰属する受益権について、一部解約の実行を請求することにより換金することができます。
- (2) 各営業日の午後3時までに受付けた換金（解約）の申込みを、当日の申込受付分として取り扱います。この時刻を過ぎて行われる申込みは、翌営業日以降の取扱いとなります。
- (3) 受益者は、自己に帰属する受益権につき、「自動けいぞく投資コース」の場合、1口単位をもって、「一般コース」の場合、1万口単位をもって一部解約の請求ができます。
- (4) 受益者が一部解約の実行を請求するときは、取扱販売会社に対し振替受益権をもって行うものとします。
- (5) 委託会社は、一部解約の実行の請求を受けた場合には、この信託契約の一部を解約します。
- (6) 解約価額は、解約請求受付日の基準価額とします。
- (7) 課税関係については、前記「ファンド情報 第1 ファンドの状況」「4 手数料等及び税金」の「(5)課税上の取扱い」の内容をご覧ください。
- (8) 一部解約金に係る収益調整金（注）は、原則として受益者ごとの信託時の受益権の価額等に応じて計算されるものとします。
- (9) 委託会社は、金融商品取引所における取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、一部解約の実行の請求の受付けを中止することができます。一部解約の実行の請求受付けが中止された場合には、受益者は当該受付中止以前に行った当日の一部解約の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該受益権の一部解約の価額は、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額計算日に一部解約の実行の請求を受付けたものとして、(6)の規定に準じて算定した価額とします。
- (10) 解約代金の支払いは、原則として上記解約請求日から起算して4営業日目から販売会社の営業所等で支払われます。
- (11) 受託会社は、一部解約代金について、受益者への支払開始日までにその全額を委託会社の指定する預金口座等に払い込みします。受託会社は、委託会社に一部解約金を払い込んだ後は、受益者に対する支払いにつき、その責に任じません。
- (12) 換金の請求を行う受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求に係るこの信託契約の一部解約を委託会社が行うのと引き換えに、当該一部解約に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、振替法の規定に従い当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。

(注)収益調整金は、所得税法施行令第27条の規定によるものとし、受益者ごとの信託時の受益権の価額と元本の差額をいい、原則として、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。

※ファンドの換金(解約)手続きについてご不明な点がある場合には、下記の照会先までお問い合わせください。

＜照会先＞

しんきんアセットマネジメント投信株式会社（委託会社）

＜コールセンター＞0120-781812

携帯電話・PHSからは 03-5524-8181（受付時間：営業日の9:00～17:00）

＜ホームページ＞<http://www.skam.co.jp>

3【資産管理等の概要】

（1）【資産の評価】

① 基準価額の計算方法

- ・基準価額は、委託会社によって毎営業日算出されます。
- ・基準価額とは、投資信託財産に属する資産を法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って時価評価して得た投資信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（以下「純資産総額」といいます。）を、計算日における受益権総口数で除した価額をいいます。（ただし、便宜上1万口当りに換算した基準価額で表示することがあります。）
- ・基準価額は、委託会社および販売会社に問い合わせることにより知ることができるほか、原則として日本経済新聞朝刊に掲載されます。

② ファンドの主要な投資対象資産の評価方法

1)しんきんSRIファンド

マザーファンド（しんきんフコクSRIマザーファンド）の受益証券は、原則として計算日の基準価額で評価します。

2)しんきんフコクSRIマザーファンド

移動平均法に基づき、原則として時価で評価しています。

時価評価にあたっては、金融商品取引所における最終相場（最終相場のないものについては、それに準ずる価額）、または金融商品取引業者等から提示される気配相場に基づいて評価しています。

（2）【保管】

該当事項はありません。

（3）【信託期間】

信託期間は無期限とします。ただし、後記「(5)その他」の①ファンドの繰上償還条項により信託契約を解約し、信託を終了させることがあります。

（4）【計算期間】

ファンドの計算期間は、毎年12月8日から翌年12月7日までを原則とします。ただし、各計算期間終了日に該当する日（以下「該当日」といいます。）が休業日のとき、各計算期間終了日は、該当日以降の最初の営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。なお、第1計算期間は2006年12月8日から2007年12月7日までとし、最終計算期間の終了日は約款に定める信託期間の終了日とします。

（5）【その他】

① ファンドの繰上償還条項

- 1) 委託会社は、この信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、この信託契約を解約し信託を終了させることができます。この場合において、委託会社は、あらかじめ解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

- 2) 委託会社は、前項の事項について、あらかじめ解約しようとする旨を公告し、かつ、その旨を記載した書面をこの信託契約に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託契約に係る全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。
- 3) 前項の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託会社に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。
- 4) 前項の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときは、信託契約の解約をしません。
- 5) 委託会社は、この信託契約の解約をしないこととしたときは、解約しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として公告を行いません。
- 6) 上記3)から前項までの規定は、投資信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、上記3)の一定の期間が一月を下らずにその公告および書面の交付を行うことが困難な場合には適用しません。
- 7) 委託会社は、監督官庁より投資信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令に従い、信託契約を解約し、信託を終了させます。
- 8) 委託会社が監督官庁より登録の取消しを受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託会社は、信託契約を解約し、信託を終了させます。ただし、監督官庁が信託契約に関する委託会社の業務を他の委託会社に引き継ぐことを命じたときは、後記②4)に該当する場合を除き、当該委託会社と受託会社との間において存続します。
- 9) 受託会社がその任務を辞任する場合において、委託会社が新受託会社を選任できないときは、委託会社は信託契約を解約し、信託を終了させます。

② 約款の変更

- 1) 委託会社は、受益者の利益のため必要と認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、この信託約款を変更することができます。約款の変更を行う際には、委託会社は、変更しようとする旨およびその内容をあらかじめ監督官庁に届け出ます。
- 2) 委託会社はこの変更事項のうち、その内容が重大なものについては、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容等を公告し、かつ知られたる受益者に書面を交付します。公告は日本経済新聞に掲載します。ただし、全ての受益者に書面を交付した場合は、原則として公告を行いません。
- 3) 前項の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託会社に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。
- 4) 前項の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が、受益権の総口数の二分の一を超えるときは、約款の変更をしません。
- 5) 委託会社は、約款の変更をしないこととしたときは、変更しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。
- 6) 委託会社は、監督官庁の命令に基づいてこの約款を変更しようとするときは、上記1)から5)までの規定に従います。

③ 反対者の買取請求権

前記①の規定に従い信託契約の解約を行う場合、または前記②の規定に従い約款の変更を行う場合において、一定の期間内に委託会社に対して異議を述べた受益者は、委託会社を経由して、受託会社に対し、自己に帰属する受益権を、投資信託財産をもって買取るべき旨を請求することができます。

④ 販売会社との契約の更改等

委託会社と販売会社との間で締結される販売契約(投資信託受益権の募集・販売の取扱い等に関する契約書)は、期間満了の1か月前までに当事者のいずれからも別段の意思表示がない場合は、自動的に1年更新されます。販売契約の内容は、必要に応じて、委託会社と販売会社との合意により、随時変更される場合があります。

⑤ 投資顧問会社との契約の更改等

委託会社と投資顧問会社との間で締結される投資一任契約の有効期間は、信託の終了日までとしますが、契約期間中でも3か月前までに書面をもって解約の予告をすることにより契約を解約することができます。契約の変更等を行った場合には、運用報告書、有価証券報告書等においてお知らせします。

⑥ 運用報告書

委託会社は、投資信託及び投資法人に関する法律の規定に基づき毎計算期間の末日（原則12月7日）および償還日を基準に交付運用報告書を作成し、投資信託財産に係る知られたる受益者に、販売会社を通じて交付します。

⑦ 公告

委託会社が受益者に対して行う公告は、日本経済新聞に掲載されます。

4【受益者の権利等】

受益者の有する主な権利は次のとおりです。

(1) 収益分配金に対する請求権

- ① 収益分配金は、毎計算期間終了日後1か月以内の委託会社の指定する日から、毎計算期間の末日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金に係る計算期間の末日以前において一部解約が行われた受益権に係る受益者を除きます。また、当該収益分配金に係る計算期間の末日以前に設定された受益権で取得申込代金支払い前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者としてします。）に支払います。

上記にかかわらず、別に定める契約に基づいて収益分配金を再投資する受益者に対しては、受託会社が委託会社の指定する預金口座等に払い込むことにより、原則として毎計算期間終了日の翌営業日に収益分配金が販売会社に支払われます。この場合、販売会社は、受益者に対し遅滞なく収益分配金の再投資に係る受益権の取得の申込みに応じるものとします。当該取得申込みにより増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。

- ② 販売会社は、受益者が自己に帰属する受益権について、あらかじめ収益分配金の再投資に係る受益権の取得申込みを中止することを申し出た場合には、当該受益権に帰属する収益分配金を当該計算期間終了のつど受益者に支払います。
- ③ 受益者が収益分配金について支払開始日から5年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託会社から交付を受けた金銭は委託会社に帰属します。

(2) 償還金に対する請求権

- ① 受益者は、ファンドに係る償還金を持分にに応じて請求する権利を有します。
- ② 償還金は、信託終了日後1か月以内の委託会社の指定する日から信託終了日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（信託終了日以前において一部解約が行われた受益権に係る受益者を除きます。また、当信託終了日以前に設定された受益権で取得申込代金支払い前のた

め販売会社の名義で記載または記録されている受益権については、原則として取得申込者とし（す。）に支払います。なお、当該受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対し委託会社がこの信託の償還をするのと引換えに、当該償還に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、振替法の規定に従い当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録を行います。

③ 償還金の支払いは、販売会社の営業所等において行います。

④ 受益者が償還金について支払開始日から10年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託会社から交付を受けた金銭は委託会社に帰属します。

（3） 換金（解約）請求権

受益者は、委託会社に受益権の一部解約の実行を請求することにより換金する権利を有します。権利行使の方法等については、上記「第2 管理及び運営」の「2 換金（解約）手続等」をご参照ください。

（4） 帳簿閲覧・謄写請求権

受益者は、委託会社に対し、その営業時間内に当該受益者に係る投資信託財産に関する書類の閲覧または謄写の請求をすることができます。

第3【ファンドの経理状況】

1. 当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）並びに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）に基づいて作成しております。

なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。

2. 当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、当期（平成29年12月8日から平成30年12月7日まで）の財務諸表について、PwCあらた有限責任監査法人による監査を受けております。

1【財務諸表】

しんきんSRIファンド

(1)【貸借対照表】

(単位：円)

	前期 (平成29年12月7日現在)	当期 (平成30年12月7日現在)
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	9,459,288	11,817,009
親投資信託受益証券	1,267,689,780	1,166,438,022
未収入金	110,000,000	37,000,000
流動資産合計	1,387,149,068	1,215,255,031
資産合計	1,387,149,068	1,215,255,031
負債の部		
流動負債		
未払収益分配金	90,345,140	34,259,518
未払受託者報酬	548,579	552,307
未払委託者報酬	9,600,119	9,665,296
未払利息	22	32
その他未払費用	10,804	11,370
流動負債合計	100,504,664	44,488,523
負債合計	100,504,664	44,488,523
純資産の部		
元本等		
元本	※1,※2 1,129,314,262	※1,※2 1,141,983,948
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（△）	157,330,142	28,782,560
（分配準備積立金）	240,719,753	208,617,725
元本等合計	1,286,644,404	1,170,766,508
純資産合計	1,286,644,404	1,170,766,508
負債純資産合計	1,387,149,068	1,215,255,031

(2) 【損益及び剰余金計算書】

(単位：円)

	前期 (自 平成28年12月8日 至 平成29年12月7日)	当期 (自 平成29年12月8日 至 平成30年12月7日)
営業収益		
有価証券売買等損益	293,545,880	△74,751,758
営業収益合計	293,545,880	△74,751,758
営業費用		
支払利息	4,793	5,295
受託者報酬	1,053,083	1,114,343
委託者報酬	※1 18,428,867	※1 19,500,946
その他費用	21,906	23,304
営業費用合計	19,508,649	20,643,888
営業利益又は営業損失（△）	274,037,231	△95,395,646
経常利益又は経常損失（△）	274,037,231	△95,395,646
当期純利益又は当期純損失（△）	274,037,231	△95,395,646
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額（△）	2,242,358	137,965
期首剰余金又は期首欠損金（△）	△24,816,366	157,330,142
剰余金増加額又は欠損金減少額	696,775	2,156,282
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	551,469	—
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	145,306	2,156,282
剰余金減少額又は欠損金増加額	—	910,735
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	—	910,735
分配金	※2 90,345,140	※2 34,259,518
期末剰余金又は期末欠損金（△）	157,330,142	28,782,560

(3)【注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

有価証券の評価基準及び評価方法	親投資信託受益証券 移動平均法に基づき、当該親投資信託受益証券の基準価額で評価しております。
-----------------	---

(貸借対照表に関する注記)

区分	前期 (平成29年12月7日現在)	当期 (平成30年12月7日現在)
※1 信託財産に係る期 首元本額、期中追 加設定元本額及び 期中一部解約元本 額	期首元本額 1,152,696,748円 期中追加設定元本額 2,315,034円 期中一部解約元本額 25,697,520円	期首元本額 1,129,314,262円 期中追加設定元本額 19,205,867円 期中一部解約元本額 6,536,181円
※2 計算期間末日にお ける受益権の総数	1,129,314,262口	1,141,983,948口

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

前期 (自 平成28年12月8日 至 平成29年12月7日)	当期 (自 平成29年12月8日 至 平成30年12月7日)
※1 当信託財産の主要投資対象である親投資信託において、信託財産の運用の指図に係わる権限の全部又は一部を委託するために要する費用 「しんきんフコクSRIマザーファンド」の純資産総額のうち当ファンドに帰属する部分に対して、年率0.45%以下を乗じた金額を委託者報酬の中から支弁しております。 ※2 分配金の計算過程 A 費用控除後の配当等収益額 22,636,068円 B 費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券等損益額 156,707,759円 C 収益調整金額 24,055,455円 D 分配準備積立金額 151,721,066円 E 当ファンドの分配対象収益額 355,120,348円 F 当ファンドの期末残存口数 1,129,314,262口 G 10,000口当たり収益分配対象額 3,144円 H 10,000口当たり分配金額 800円 I 収益分配金金額 90,345,140円	※1 当信託財産の主要投資対象である親投資信託において、信託財産の運用の指図に係わる権限の全部又は一部を委託するために要する費用 同左 ※2 分配金の計算過程 A 費用控除後の配当等収益額 3,545,246円 B 費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券等損益額 0円 C 収益調整金額 28,429,067円 D 分配準備積立金額 239,331,997円 E 当ファンドの分配対象収益額 271,306,310円 F 当ファンドの期末残存口数 1,141,983,948口 G 10,000口当たり収益分配対象額 2,375円 H 10,000口当たり分配金額 300円 I 収益分配金金額 34,259,518円

(金融商品に関する注記)

1. 金融商品の状況に関する事項

区分	前期 (自 平成28年12月 8 日 至 平成29年12月 7 日)	当期 (自 平成29年12月 8 日 至 平成30年12月 7 日)
1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは証券投資信託として、有価証券等の金融商品への投資並びにデリバティブ取引を、信託約款に定める「運用の基本方針」に基づき行っております。	同左
2. 金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク	当ファンドが運用する主な金融商品は「重要な会計方針に係る事項に関する注記」の「有価証券の評価基準及び評価方法」に記載の有価証券であります。当該有価証券には、性質に応じてそれぞれ価格変動リスク、流動性リスク、信用リスク等があります。	同左
3. 金融商品に係るリスク管理体制	運用部門から独立した管理部門が、ファンドのリスクとリターンの計測・分析及び法令遵守の観点から運用状況を監視しております。モニタリングを日々行い、異常が検知された場合には、直ちに関連部門に報告し、是正を求める態勢としております。原則月1回開催するコンプライアンス・運用管理委員会への報告を通じて、運用部門にファンドのリスクとリターンの計測・分析結果等がフィードバックされ、適切なリスクの管理体制を構築しております。	同左

2. 金融商品の時価等に関する事項

区分	前期 (平成29年12月 7 日現在)	当期 (平成30年12月 7 日現在)
1. 貸借対照表計上額、時価及びその差額	貸借対照表計上額は期末の時価で計上しているため、その差額はありません。	同左
2. 時価の算定方法	(1)有価証券 (重要な会計方針に係る事項に関する注記)に記載しております。 (2)デリバティブ取引 該当事項はありません。 (3)有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品 有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品は、短期間で決済され、時価は帳簿価額と近似していることから、当該金融商品の帳簿価額を時価としております。	(1)有価証券 同左 (2)デリバティブ取引 同左 (3)有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品 同左

3. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。	同左
----------------------------	---	----

(有価証券に関する注記)

売買目的有価証券

	前期 (平成29年12月7日現在)	当期 (平成30年12月7日現在)
種類	当計算期間の損益に含まれた評価差額	当計算期間の損益に含まれた評価差額
親投資信託受益証券	266,818,624円	△73,193,552円
合計	266,818,624円	△73,193,552円

(デリバティブ取引等に関する注記)

前期 (平成29年12月7日現在)	当期 (平成30年12月7日現在)
該当事項はありません。	同左

(関連当事者との取引に関する注記)

前期 (自 平成28年12月8日 至 平成29年12月7日)	当期 (自 平成29年12月8日 至 平成30年12月7日)
該当事項はありません。	同左

(1口当たり情報)

前期 (平成29年12月7日現在)	当期 (平成30年12月7日現在)
1口当たり純資産額 1.1393円 (1万口当たり純資産額 11,393円)	1口当たり純資産額 1.0252円 (1万口当たり純資産額 10,252円)

(4)【附属明細表】

第1 有価証券明細表

- ① 株式
該当事項はありません。

② 株式以外の有価証券

種類	銘柄	券面総額(円)	評価額(円)	備考
親投資信託受益証券	しんきんフコク S R I マザーファンド	561,300,237	1,166,438,022	
親投資信託受益証券 合計		561,300,237	1,166,438,022	
合計		561,300,237	1,166,438,022	

- 第2 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表
注記表（デリバティブ取引等に関する注記）に記載しております。

(参考情報)

当ファンドは、「しんきんフコクSRIマザーファンド」受益証券を主要な投資対象としており、貸借対照表の資産の部に計上された「親投資信託受益証券」は、すべて同親投資信託受益証券であります。

なお、同親投資信託の状況は次のとおりであります。

「しんきんフコクSRIマザーファンド」の状況

以下に記載した情報は、監査法人による監査の対象外であります。

財務諸表

しんきんフコクSRIマザーファンド

(1) 貸借対照表

区分		平成29年12月7日現在	平成30年12月7日現在
科目	注記 番号	金額（円）	金額（円）
資産の部			
流動資産			
コール・ローン		54,456,644	85,197,540
株式		6,713,420,350	6,162,680,300
未収入金		79,696,488	—
未収配当金		5,747,500	3,439,250
流動資産合計		6,853,320,982	6,251,317,090
資産合計		6,853,320,982	6,251,317,090
負債の部			
流動負債			
未払解約金		110,000,000	41,000,000
未払利息		128	233
その他未払費用		15	1,605
流動負債合計		110,000,143	41,001,838
負債合計		110,000,143	41,001,838
純資産の部			
元本等			
元本	※ 1 , ※ 2	3,052,951,545	2,988,400,929
剰余金			
剰余金又は欠損金（△）		3,690,369,294	3,221,914,323
元本等合計		6,743,320,839	6,210,315,252
純資産合計		6,743,320,839	6,210,315,252
負債純資産合計		6,853,320,982	6,251,317,090

(2) 注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

有価証券の評価基準及び評価方法	株式 移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、金融商品取引所における最終相場（最終相場のないものについては、それに準ずる価額）、又は金融商品取引業者等から提示される気配相場に基づいて評価しております。
-----------------	---

(貸借対照表に関する注記)

区分	平成29年12月7日現在	平成30年12月7日現在
※1 信託財産に係る期首元本額、期中追加設定元本額及び期中一部解約元本額	期首元本額 3,180,419,413円 期中追加設定元本額 64,729,650円 期中一部解約元本額 192,197,518円	期首元本額 3,052,951,545円 期中追加設定元本額 63,322,486円 期中一部解約元本額 127,873,102円
元本の内訳	フコクSRI（社会的責任投資）ファンド 2,479,024,625円 しんきんSRIファンド 573,926,920円 合計 3,052,951,545円	フコクSRI（社会的責任投資）ファンド 2,427,100,692円 しんきんSRIファンド 561,300,237円 合計 2,988,400,929円
※2 本報告書における開示対象ファンドの計算期間末日における受益権の総数	3,052,951,545口	2,988,400,929口

(金融商品に関する注記)

1. 金融商品の状況に関する事項

区分	自 平成28年12月8日 至 平成29年12月7日	自 平成29年12月8日 至 平成30年12月7日
1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは証券投資信託として、有価証券等の金融商品への投資並びにデリバティブ取引を、信託約款に定める「運用の基本方針」に基づき行っております。	同左
2. 金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク	当ファンドが運用する主な金融商品は「重要な会計方針に係る事項に関する注記」の「有価証券の評価基準及び評価方法」に記載の有価証券であります。当該有価証券には、性質に応じてそれぞれ価格変動リスク、流動性リスク、信用リスク等があります。	同左

3. 金融商品に係るリスク管理体制	運用部門から独立した管理部門が、ファンドのリスクとリターンの計測・分析及び法令遵守の観点から運用状況を監視しております。モニタリングを日々行い、異常が検知された場合には、直ちに関連部門に報告し、是正を求める態勢としております。原則月1回開催するコンプライアンス・運用管理委員会への報告を通じて、運用部門にファンドのリスクとリターンの計測・分析結果等がフィードバックされ、適切なリスクの管理体制を構築しております。	同左
-------------------	--	----

2. 金融商品の時価等に関する事項

区分	平成29年12月7日現在	平成30年12月7日現在
1. 貸借対照表計上額、時価及びその差額	貸借対照表計上額は本報告書における開示対象ファンドの計算期間末日の時価で計上しているため、その差額はありません。	同左
2. 時価の算定方法	(1)有価証券 （重要な会計方針に係る事項に関する注記）に記載しております。 (2)デリバティブ取引 該当事項はありません。 (3)有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品 有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品は、短期間で決済され、時価は帳簿価額と近似していることから、当該金融商品の帳簿価額を時価としております。	(1)有価証券 同左 (2)デリバティブ取引 同左 (3)有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品 同左
3. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。	同左

(有価証券に関する注記)

売買目的有価証券

	平成29年12月7日現在	平成30年12月7日現在
種類	当期間の損益に含まれた評価差額	当期間の損益に含まれた評価差額
株式	1,134,399,384円	△580,492,091円
合計	1,134,399,384円	△580,492,091円

(注) 当期間の損益に含まれた評価差額は、親投資信託の期首日から本報告書における開示対象ファンドの期末日までの期間に対応する金額であります。

(デリバティブ取引等に関する注記)

平成29年12月7日現在	平成30年12月7日現在
該当事項はありません。	同左

(関連当事者との取引に関する注記)

自 平成28年12月8日 至 平成29年12月7日	自 平成29年12月8日 至 平成30年12月7日
該当事項はありません。	同左

(1口当たり情報)

平成29年12月7日現在	平成30年12月7日現在
1口当たり純資産額 2.2088円 (1万口当たり純資産額 22,088円)	1口当たり純資産額 2.0781円 (1万口当たり純資産額 20,781円)

(3) 附属明細表

第1 有価証券明細表

① 株式

銘柄	株式数(株)	評価額		備考
		単価 (円)	金額 (円)	
大林組	74,400	1,088.00	80,947,200	
大和ハウス工業	44,200	3,498.00	154,611,600	
明治ホールディングス	7,600	8,990.00	68,324,000	
アサヒグループホールディングス	19,700	4,595.00	90,521,500	
麒麟ホールディングス	27,600	2,525.00	69,690,000	
日本たばこ産業	28,900	2,852.50	82,437,250	
東レ	117,800	840.00	98,952,000	
旭化成	58,000	1,182.00	68,556,000	
三菱ケミカルホールディングス	132,900	868.00	115,357,200	
積水化学工業	39,700	1,782.00	70,745,400	
資生堂	11,700	7,190.00	84,123,000	
日東電工	8,500	5,816.00	49,436,000	
エフピコ	2,600	6,560.00	17,056,000	
ニフコ	39,900	2,824.00	112,677,600	
協和発酵キリン	42,900	2,323.00	99,656,700	
ロート製薬	10,900	3,475.00	37,877,500	
ペプチドリーム	18,900	4,755.00	89,869,500	
住友大阪セメント	7,200	4,900.00	35,280,000	
TOTO	18,500	3,915.00	72,427,500	
日本碍子	37,200	1,614.00	60,040,800	
DOWAホールディングス	26,000	3,545.00	92,170,000	
住友電気工業	39,800	1,538.00	61,212,400	
ディスコ	2,500	14,680.00	36,700,000	
小松製作所	30,300	2,759.00	83,597,700	
日本精工	32,200	1,023.00	32,940,600	

日立製作所	49,300	3,222.00	158,844,600	
日本電産	11,200	14,130.00	158,256,000	
オムロン	20,500	4,515.00	92,557,500	
ソニー	38,300	5,886.00	225,433,800	
リオン	7,800	2,038.00	15,896,400	
ローム	5,900	7,530.00	44,427,000	
浜松ホトニクス	22,300	3,885.00	86,635,500	
豊田自動織機	25,200	5,560.00	140,112,000	
日野自動車	31,200	1,122.00	35,006,400	
アイシン精機	12,500	4,270.00	53,375,000	
スズキ	14,200	5,568.00	79,065,600	
テルモ	24,800	6,295.00	156,116,000	
島津製作所	53,400	2,418.00	129,121,200	
マニー	800	5,140.00	4,112,000	
タムロン	25,400	1,731.00	43,967,400	
バンダイナムコホールディングス	28,500	4,840.00	137,940,000	
ヤマハ	16,300	4,920.00	80,196,000	
ビジョン	11,000	4,750.00	52,250,000	
任天堂	700	32,880.00	23,016,000	
大阪瓦斯	35,000	2,102.00	73,570,000	
東京急行電鉄	70,200	1,942.00	136,328,400	
東日本旅客鉄道	8,200	10,340.00	84,788,000	
日本通運	10,000	6,710.00	67,100,000	
日立物流	37,600	3,045.00	114,492,000	
商船三井	38,000	2,590.00	98,420,000	
オービック	12,600	9,460.00	119,196,000	
日本ユニシス	20,600	2,987.00	61,532,200	
日本電信電話	44,700	4,599.00	205,575,300	
伊藤忠商事	82,700	2,027.00	167,632,900	
三菱商事	37,800	3,060.00	115,668,000	
J. フロント リテイリング	69,500	1,528.00	106,196,000	
セブン&アイ・ホールディングス	36,400	4,910.00	178,724,000	
丸井グループ	42,100	2,380.00	100,198,000	
三井住友トラスト・ホールディングス	27,900	4,319.00	120,500,100	
三井住友フィナンシャルグループ	43,100	4,003.00	172,529,300	
みずほフィナンシャルグループ	846,100	183.50	155,259,350	
SOMPOホールディングス	12,900	4,163.00	53,702,700	
東京海上ホールディングス	16,900	5,518.00	93,254,200	
パーク 2 4	14,000	3,035.00	42,490,000	
三菱地所	38,600	1,852.00	71,487,200	
リンクアンドモチベーション	34,400	987.00	33,952,800	
総合警備保障	13,900	5,430.00	75,477,000	
エムスリー	33,000	1,699.00	56,067,000	

オリエンタルランド	6,900	11,160.00	77,004,000	
合計	2,912,300		6,162,680,300	

- ② 株式以外の有価証券
該当事項はありません。

第2 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表
注記表（デリバティブ取引等に関する注記）に記載しております。

2【ファンドの現況】

【純資産額計算書】（2018年12月28日現在）

しんきんSRIファンド

I 資産総額	1,093,542,789 円
II 負債総額	1,040,395 円
III 純資産総額（I－II）	1,092,502,394 円
IV 発行済数量	1,143,647,769 口
V 1口当たり純資産額（III／IV）	0.9553 円

（参考）しんきんフコクSRIマザーファンド

I 資産総額	5,941,751,386 円
II 負債総額	147,463,562 円
III 純資産総額（I－II）	5,794,287,824 円
IV 発行済数量	2,990,442,598 口
V 1口当たり純資産額（III／IV）	1.9376 円

第4【内国投資信託受益証券事務の概要】

（1）受益証券の名義書換え等

該当事項はありません。

（2）受益者名簿の閉鎖の時期

該当事項はありません。

（3）受益者に対する特典

該当事項はありません。

（4）受益権の譲渡制限の内容

- ① 受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等に振替の申請をするものとします。
- ② 上記①の申請のある場合には、上記①の振替機関等は、当該譲渡に係る譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、上記①の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に振替法の規定に従い、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行なわれるよう通知するものとします。
- ③ 上記①の振替について、委託会社は、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等にお

いて、委託会社が必要と認めたときまたはやむを得ない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

（５） 受益権の譲渡の対抗要件

受益権の譲渡は、振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託会社および受託会社に対抗することができません。

（６） 受益権の再分割

委託会社は、受託会社と協議のうえ、振替法に定めるところに従い、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

（７） 償還金

償還金は、償還日において振替機関の振替口座簿に記載または記録されている受益者（償還日以前において一部解約が行なわれた受益権に係る受益者を除きます。また、当該償還日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については、原則として取得申込者としてします。）に支払います。

（８） 質権口記載又は記録の受益権の取り扱いについて

振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権に係る収益分配金の支払い、一部解約の実行の請求の受付け、一部解約金および償還金の支払い等については、約款の規定によるほか、民法その他の法令等に従って取り扱われます。

第二部【委託会社等の情報】

第1【委託会社等の概況】

1【委託会社等の概況】

（1）資本の額

200百万円(本書提出日現在)

発行可能株式総数 16,000株

発行済株式総数 4,000株

最近5年間ににおける主な資本の額の増減はありません。

（2）当社の機構

○会社の意思決定機構

業務執行上重要な事項は、取締役会の決議をもって決定します。取締役は、株主総会において選任され、その任期は就任後1年以内の最終の決算期に関する定時株主総会の終結の時までです。ただし、補充または増員で選任された取締役の任期は、現任取締役の任期の満了の時までとします。

取締役会は、代表取締役を選任し、代表取締役は、会社を代表し、取締役会の決議に従い業務を執行します。また、取締役会は、その決議をもって、取締役社長1名、専務取締役および常務取締役若干名を置くことができます。

取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、原則として取締役社長が招集します。取締役会の議長は、原則として取締役社長がこれにあたります。

取締役会の決議は、取締役の過半数が出席して、出席取締役の過半数をもって決します。

○投資運用の意思決定機構

① 商品企画体制

・投資政策委員会

当委員会において、事務局である運用本部運用企画部が情報を収集し、投資環境、運用環境、販売環境に適合した商品企画案を提出します。また当委員会は、新規設定する商品に関する基本的な重要事項について協議し、委員長がこれを決定します。

② 運用体制

・投資政策委員会

当委員会において、経済環境、資産別市場見通しならびに投資環境等を検討し、基本的な運用方針、運用戦略について協議し、委員長がこれを決定します。また、基本的な投資方針等に基づいて、ファンド運用についての具体的なガイドライン、方策を審議、決定するとともに、個別銘柄についての分析を行い、投資対象銘柄を選定します。経営管理部は、各ファンドの運用成績、ポートフォリオの運用内容等について考査し、当委員会に報告を行います。

・コンプライアンス・運用管理委員会

当委員会において、事務局である経営管理部は、前1か月間の運用状況のモニタリングを行い、リスクとリターンの計測・分析結果および法令・諸規則や運用に関する諸決定事項の遵守状況等の報告を行います。また、トレーディング部は、取引先リスク等の報告を行います。

③ コンプライアンス管理体制

取締役会の下で法令等遵守に関する問題を一元管理するため、以下のとおりコンプライアンス管理体制を敷いています。

- ・コンプライアンス・運用管理委員会を設置し、コンプライアンスに関する事項全般について審議します。
- ・コンプライアンスに関する事項を統括する部門として、コンプライアンス担当部門を設置するとともに、コンプライアンス関連部門を設置します。
- ・コンプライアンス統括責任者を社長、コンプライアンス管理責任者を経営管理部長とし、コンプライアンス責任者を各部門長とします。また、各部門におけるコンプライアンスの推進および徹底を実践するため、各部門にコンプライアンス担当者を配置します。
- ・全部門から独立した内部監査部門を設置し、コンプライアンス管理の適切性・有効性を検証・評価します。

※上記の内容は、今後変更となる場合があります。

2【事業の内容及び営業の概況】

「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社である当社は、証券投資信託の設定を行うとともに「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者としてその運用（投資運用業）を行います。また、「金融商品取引法」に定める第二種金融商品取引業に係る業務の一部および投資助言業務を行います。

当社の運用する証券投資信託は、2018年12月28日現在、以下のとおりです。

（親投資信託を除きます。）

（単位：百万円）

種類	本数	純資産総額
追加型株式投資信託	64	819,975
単位型公社債投資信託	3	12,524
単位型株式投資信託	32	98,337
合計	99	930,837

(注)純資産総額は百万円未満を切り捨てしています。

3【委託会社等の経理状況】

1. 当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）、ならびに同規則第2条の規定に基づき、「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年8月6日内閣府令第52号）により作成しております。

中間財務諸表は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和52年大蔵省令第38号）ならびに同規則第38条および第57条の規定により「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年8月6日内閣府令第52号）に基づいて作成しております。

2. 財務諸表および中間財務諸表の記載金額は、千円未満の端数を切り捨てて表示しております。

3. 当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、事業年度（平成29年4月1日から平成30年3月31日まで）の財務諸表ならびに中間会計期間（平成30年4月1日から平成30年9月30日まで）の中間財務諸表について、EY新日本有限責任監査法人の監査および中間監査を受けております。

なお、EY新日本有限責任監査法人は、平成30年7月1日をもって新日本有限責任監査法人から名称変更しております。

1 財務諸表

(1) 【貸借対照表】

		前事業年度 (平成29年3月31日現在)		当事業年度 (平成30年3月31日現在)	
科 目	注記 番号	金 額		金 額	
(資産の部)		千円	千円	千円	千円
流動資産					
現金・預金	*2		3,532,999		4,235,835
前払費用			18,138		15,065
未収委託者報酬			433,530		496,814
未収運用受託報酬	*2		16,941		21,912
未収収益			38		49
繰延税金資産			33,208		35,068
その他の流動資産			466		466
流動資産計			4,035,324		4,805,211
固定資産					
有形固定資産	*1		82,688		94,224
建物		58,375		73,046	
器具備品		24,313		21,178	
無形固定資産			70,236		44,161
ソフトウェア		68,785		42,657	
電話加入権		959		959	
その他		491		543	
投資その他の資産			2,968		2,489
長期前払費用		2,968		2,489	
固定資産計			155,893		140,875
資産合計			4,191,217		4,946,087

		前事業年度 (平成29年3月31日現在)		当事業年度 (平成30年3月31日現在)	
科 目	注記 番号	金 額		金 額	
(負債の部)		千円	千円	千円	千円
流動負債					
未払金			331,493		347,332
未払手数料	*2	261,115		302,565	
その他未払金		70,378		44,767	
未払法人税等			196,373		189,582
未払消費税等			43,152		30,210
未払事業所税			1,878		1,946
賞与引当金			68,577		70,520
その他の流動負債			2,750		3,302
流動負債計			644,226		642,896
固定負債					
退職給付引当金			100,631		103,292
役員退職慰労引当金			15,848		11,768
固定負債計			116,480		115,061
負債合計			760,707		757,957
(純資産の部)		千円	千円	千円	千円
株主資本			3,430,510		4,188,129
資本金			200,000		200,000
利益剰余金			3,230,510		3,988,129
利益準備金		2,000		2,000	
その他利益剰余金		3,228,510		3,986,129	
別途積立金		2,350,000		3,080,000	
繰越利益剰余金		878,510		906,129	
純資産合計			3,430,510		4,188,129
負債・純資産合計			4,191,217		4,946,087

(2) 【損益計算書】

		前事業年度 自 平成28年4月 1日 至 平成29年3月31日		当事業年度 自 平成29年4月 1日 至 平成30年3月31日	
科 目	注記 番号	金 額		金 額	
営業収益		千円	千円	千円	千円
委託者報酬			4,604,878		4,886,524
運用受託報酬	*1		212,214		189,616
営業収益計			4,817,093		5,076,140
営業費用					
支払手数料	*1		2,289,896		2,401,911
広告宣伝費			24,734		30,312
調査費			442,132		511,262
調査研究費		327,321		350,062	
委託調査費		114,810		161,199	
営業雑経費			60,001		65,254
印刷費		53,360		57,929	
郵便料		150		195	
電信電話料		2,244		2,321	
協会費		4,245		4,808	
営業費用計			2,816,764		3,008,740
一般管理費					
給料			534,172		553,435
役員報酬		41,999		41,999	
給料・手当		346,443		366,711	
賞与		63,219		64,202	
法定福利費		68,520		72,291	
福利厚生費		3,996		4,086	
その他給料		9,992		4,142	
賞与引当金繰入			68,374		70,520
退職給付費用			56,254		58,150
役員退職慰労引当金繰入			8,678		5,580
交際費			4,321		4,202
旅費交通費			8,823		7,630
租税公課			22,779		23,615
不動産賃借料			62,760		62,842
固定資産減価償却費			48,587		45,198
諸経費			126,388		139,011
一般管理費計			941,140		970,187
営業利益			1,059,187		1,097,212
営業外収益					
受取利息	*1		162		127
その他営業外収益			219		300
営業外収益計			381		428
営業外費用					
雑損失			157		401
その他営業外費用			—		39
営業外費用計			157		440

経常利益			1,059,411		1,097,199
------	--	--	-----------	--	-----------

		前事業年度 自 平成28年4月 1日 至 平成29年3月31日		当事業年度 自 平成29年4月 1日 至 平成30年3月31日	
科 目	注記 番号	金 額		金 額	
		千円	千円	千円	千円
税引前当期純利益			1,059,411		1,097,199
法人税、住民税および事業税			325,199		341,439
法人税等調整額			3,131		△1,859
当期純利益			731,081		757,619

(3) 【株主資本等変動計算書】

前事業年度（自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日）

(単位：千円)

	株主資本						純資産合計
	資本金	利益剰余金				株主資本 合計	
		利益 準備金	その他利益剰余金		利益 剰余金 合計		
			別途 積立金	繰越利益 剰余金			
当期首残高	200,000	2,000	1,800,000	697,429	2,499,429	2,699,429	2,699,429
当期変動額							
新株の発行	—	—	—	—	—	—	—
剰余金の配当	—	—	—	—	—	—	—
別途積立金の積立	—	—	550,000	△550,000	—	—	—
別途積立金の取崩	—	—	—	—	—	—	—
当期純利益	—	—	—	731,081	731,081	731,081	731,081
株主資本以外の項目 の当期変動額（純 額）	—	—	—	—	—	—	—
当期変動額合計	—	—	550,000	181,081	731,081	731,081	731,081
当期末残高	200,000	2,000	2,350,000	878,510	3,230,510	3,430,510	3,430,510

当事業年度（自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日）

(単位：千円)

	株主資本						純資産合計
	資本金	利益剰余金				株主資本 合計	
		利益 準備金	その他利益剰余金		利益 剰余金 合計		
			別途 積立金	繰越利益 剰余金			
当期首残高	200,000	2,000	2,350,000	878,510	3,230,510	3,430,510	3,430,510
当期変動額							
新株の発行	—	—	—	—	—	—	—
剰余金の配当	—	—	—	—	—	—	—
別途積立金の積立	—	—	730,000	△730,000	—	—	—
別途積立金の取崩	—	—	—	—	—	—	—
当期純利益	—	—	—	757,619	757,619	757,619	757,619
株主資本以外の項目 の当期変動額（純 額）	—	—	—	—	—	—	—
当期変動額合計	—	—	730,000	27,619	757,619	757,619	757,619
当期末残高	200,000	2,000	3,080,000	906,129	3,988,129	4,188,129	4,188,129

重要な会計方針

	当事業年度 自 平成29年4月 1日 至 平成30年3月31日
1.固定資産の減価償却の方法	(1)有形固定資産 定額法を採用しております。 主な耐用年数は以下のとおりです。 建 物 3年 ～ 50年 器 具 備 品 3年 ～ 20年 (2)無形固定資産 定額法を採用しております。 なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（５年）に基づいております。
2.引当金の計上基準	(1)賞与引当金 従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額に基づき計上しています。 (2)退職給付引当金 従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務を計上しております。 なお、退職給付引当金の対象従業員が300名未満であるため、簡便法によっており、退職給付債務の金額は当事業年度末における自己都合要支給額としております。 (3)役員退職慰労引当金 当社常勤役員の退職慰労金の支給に充てるため、「常勤役員退職慰労金規程」に基づく当事業年度末要支給額を計上しております。
3.その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	消費税等の会計処理 消費税および地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。 なお、仮払消費税等および仮受消費税等は相殺のうえ、未払消費税等として表示しております。

注記事項

(貸借対照表関係)

＊１ 有形固定資産の減価償却累計額

	前事業年度 (平成29年3月31日現在)	当事業年度 (平成30年3月31日現在)
建 物	57,590千円	64,186千円
器具備品	31,583千円	37,859千円

＊２ 関係会社項目

関係会社に対する資産および負債には区分掲記されたもののほか次のものがあります。

	前事業年度 (平成29年3月31日現在)	当事業年度 (平成30年3月31日現在)
普通預金	2,397,290千円	3,142,308千円
定期預金	1,000,000千円	1,000,000千円
未収運用受託報酬	一千円	5,559千円
未払手数料	133,205千円	142,775千円

(損益計算書関係)

＊１ 関係会社との取引に係るものが次のとおり含まれております。

	前事業年度 (平成29年3月31日現在)	当事業年度 (平成30年3月31日現在)
運用受託報酬	146,598千円	160,021千円
受取利息	160千円	126千円
支払手数料	1,873,505千円	1,926,104千円

（株主資本等変動計算書関係）

前事業年度（自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日）

1. 発行済株式および総数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
普通株式(千株)	4	—	—	4
計	4	—	—	4

当事業年度（自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日）

1. 発行済株式および総数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
普通株式(千株)	4	—	—	4
計	4	—	—	4

（リース取引関係）

前事業年度（自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日）

該当事項はありません。

当事業年度（自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日）

該当事項はありません。

（金融商品関係）

前事業年度（自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日）

1. 金融商品の状況に関する事項

当社は、資産運用については短期的な預金等に限定しております。また、投機的な取引は行なわない方針であります。

また、営業債権である未収委託者報酬は、投資信託約款に基づき、信託財産から委託者に対して支払われる信託報酬の未払金額であり、信託財産は受託銀行において分別保管されているため、信用リスクはほとんどないと認識しております。

2. 金融商品の時価等に関する事項

平成29年3月31日における貸借対照表計上額、時価およびこれらの差額については、次の通りであります。

（単位：千円）

	貸借対照表計上額	時価	差額
(1)現金・預金	3,532,999	3,532,999	—
(2)未収委託者報酬	433,530	433,530	—
(3)未収運用受託報酬	16,941	16,941	—
資産計	3,983,471	3,983,471	—
(4)未払手数料	261,115	261,115	—
(5)その他未払金	70,378	70,378	—
(6)未払法人税等	196,373	196,373	—
(7)未払消費税等	43,152	43,152	—
(8)未払事業所税	1,878	1,878	—
負債計	572,898	572,898	—

（注1） 金融商品の時価の算定方法

(1)現金・預金、(2)未収委託者報酬、(3)未収運用受託報酬、(4)未払手数料、(5)その他未払金、(6)未払法人税等、(7)未払消費税等、(8)未払事業所税

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

（注2） 金銭債権および満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

（単位：千円）

	貸借対照表計上額	1年以内	1年超
(1)預金	3,532,907	3,532,907	—
(2)未収委託者報酬	433,530	433,530	—
(3)未収運用受託報酬	16,941	16,941	—
合計	3,983,380	3,983,380	—

当事業年度（自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日）

1. 金融商品の状況に関する事項

当社は、資産運用については短期的な預金等に限定しております。また、投機的な取引は行なわない方針であります。

また、営業債権である未収委託者報酬は、投資信託約款に基づき、信託財産から委託者に対して支払われる信託報酬の未払金額であり、信託財産は受託銀行において分別保管されているため、信用リスクはほとんどないと認識しております。

2. 金融商品の時価等に関する事項

平成30年3月31日における貸借対照表計上額、時価およびこれらの差額については、次の通りであります。

（単位：千円）

	貸借対照表計上額	時価	差額
(1)現金・預金	4,235,835	4,235,835	—
(2)未収委託者報酬	496,814	496,814	—
(3)未収運用受託報酬	21,912	21,912	—
資産計	4,754,562	4,754,562	—
(4)未払手数料	302,565	302,565	—
(5)その他未払金	44,767	44,767	—
(6)未払法人税等	189,582	189,582	—
(7)未払消費税等	30,210	30,210	—
(8)未払事業所税	1,946	1,946	—
負債計	569,072	569,072	—

（注1） 金融商品の時価の算定方法

(1)現金・預金、(2)未収委託者報酬、(3)未収運用受託報酬、(4)未払手数料、(5)その他未払金、(6)未払法人税等、(7)未払消費税等、(8)未払事業所税

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

（注2） 金銭債権および満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

（単位：千円）

	貸借対照表計上額	1年以内	1年超
(1)預金	4,235,530	4,235,530	—
(2)未収委託者報酬	496,814	496,814	—
(3)未収運用受託報酬	21,912	21,912	—
合計	4,754,257	4,754,257	—

（有価証券関係）

前事業年度（自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日）

該当事項はありません。

当事業年度（自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日）

該当事項はありません。

（デリバティブ取引関係）

前事業年度（自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日）

該当事項はありません。

当事業年度（自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日）

該当事項はありません。

（退職給付関係）

1. 採用している退職給付制度の概要

当社は、確定給付型の制度として、退職一時金制度と厚生年金基金制度を併用しております。当社が有する退職一時金制度については、簡便法により退職給付引当金および退職給付費用を計算しております。

また、当社が加入する厚生年金基金制度は、複数事業主制度の厚生年金基金制度であり、当社の拠出に対応する年金資産の額を合理的に計算することができないため、当該年金制度への拠出額を退職給付費用として計上しております。

2. 確定給付制度

（1）簡便法を適用した制度の、退職給付引当金の期首残高と期末残高の調整表

	前事業年度 (平成29年3月31日現在)	当事業年度 (平成30年3月31日現在)
	千円	千円
退職給付引当金の期首残高	90,618	100,631
退職給付費用	12,169	12,149
退職給付の支払額	△2,156	△9,488
制度への拠出額	—	—
退職給付引当金の期末残高	100,631	103,292

（2）退職給付債務および年金資産の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金および前払年金費用の調整表

	前事業年度 (平成29年3月31日現在)	当事業年度 (平成30年3月31日現在)
	千円	千円
非積立金型制度の退職給付債務	100,631	103,292
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	100,631	103,292
退職給付引当金	100,631	103,292

貸借対照表に計上された負債と資産の純額	100,631	103,292
---------------------	---------	---------

(3) 退職給付費用

	前事業年度 自 平成28年4月 1日 至 平成29年3月31日	当事業年度 自 平成29年4月 1日 至 平成30年3月31日
簡便法で計算した退職給付費用	千円 12,169	千円 12,149

3. 複数事業主制度

確定拠出制度と同様に会計処理する、複数事業主制度の厚生年金基金制度への要拠出額は、前事業年度 35,424千円、当事業年度 37,464千円であります。

	前事業年度 自 平成28年4月 1日 至 平成29年3月31日	当事業年度 自 平成29年4月 1日 至 平成30年3月31日
(1) 直近の積立状況に関する事項	(平成28年3月31日現在)	(平成29年3月31日現在)
	千円	千円
年金資産の額	1,605,568,222	1,634,392,721
年金財政計算上の数理債務の額と最低責任準備金の額との合計額(注)	1,782,403,243	1,793,308,599
差引額	<u>△176,835,020</u>	<u>△158,915,877</u>
(2) 掛金に占める当社の拠出割合	(平成28年3月分) 0.0560%	(平成29年3月分) 0.0582%
(3) 補足説明	上記(1)の差引額の主な要因は、年金財政計算上の過去の勤務債務残高229,190,073千円および年金財政計算上の別途積立金52,355,052千円であります。 本制度における過去勤務債務の償却方法は、期間19年0か月の元利均等定率償却であります。	上記(1)の差引額の主な要因は、年金財政計算上の過去の勤務債務残高214,616,190千円および年金財政計算上の別途積立金55,700,312千円であります。 本制度における過去勤務債務の償却方法は、期間19年0か月の元利均等定率償却であります。

（税効果会計関係）

1. 繰延税金資産の発生的主要原因別の内訳

	前事業年度 (平成29年3月31日現在)	当事業年度 (平成30年3月31日現在)
繰延税金資産	千円	千円
賞与引当金繰入限度超過額	21,162	21,593
役員退職慰労引当金	4,890	3,603
退職給付引当金繰入限度超過額	31,054	31,628
未払事業税	8,425	9,726
未払事業所税	579	595
その他	3,040	3,152
繰延税金資産 小計	69,154	70,299
評価性引当額	△35,945	△35,231
繰延税金資産 合計	33,208	35,068
繰延税金資産の純額	33,208	35,068
繰延税金資産の純額は、貸借対照表の以下の項目に含まれております。		
流動資産－繰延税金資産	33,208	35,068

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間の差異が法定実効税率の100分の5以下であるため注記を省略しております。

（セグメント情報等）

前事業年度（自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日）

1. セグメント情報

当社は、投資運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

2. 関連情報

（1）製品・サービスごとの情報

当社の製品・サービス区分の決定方法は、損益計算書の営業収益の区分と同一であることから、製品・サービスごとの営業収益の記載を省略しております。

（2）地域ごとの情報

①売上高

本邦の外部顧客からの営業収益に区分した金額が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、地域ごとの営業収益の記載を省略しております。

②有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、地域ごとの有形固定資産の記載を省略しております。

（3）主要な顧客ごとの情報

（単位：千円）

顧客の名称または氏名	営業収益
信金中央金庫	146,598

なお、営業収益の金額は、運用受託報酬について表示しております。

当事業年度（自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日）

1. セグメント情報

当社は、投資運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

2. 関連情報

（1）製品・サービスごとの情報

当社の製品・サービス区分の決定方法は、損益計算書の営業収益の区分と同一であることから、製品・サービスごとの営業収益の記載を省略しております。

（2）地域ごとの情報

①売上高

本邦の外部顧客からの営業収益に区分した金額が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、地域ごとの営業収益の記載を省略しております。

②有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、地域ごとの有形固定資産の記載を省略しております。

（３）主要な顧客ごとの情報

(単位：千円)

顧客の名称または氏名	営業収益
信金中央金庫	160,021

なお、営業収益の金額は、運用受託報酬について表示しております。

(関連当事者情報)

前事業年度（自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日）

1. 関連当事者との取引

(1) 親会社および法人主要株主等

種類	会社等の名称	住所	資本金または出資金	事業の内容	議決権等の所有(被所有)割合	関係内容		取引内容	取引金額	科目	期末残高
						役員の兼務等	事業上の関係				
親会社	信金中央金庫	東京都中央区	690,998 百万円	信用金庫 連合会事業	直接 (被所有) 100%	兼任1 人	証券投資 信託受益 証券の募 集販売	運用受託 報酬	146,598 千円	未払 手数料	133,205 千円
								投資信託 の代行手 数料	1,873,505 千円	—	—
								事務所 賃借料	49,958 千円	—	—
								出向者 人件費	150,768 千円	—	—

(2) 兄弟会社等

種類	会社等の名称	住所	資本金または出資金	事業の内容	議決権等の所有(被所有)割合	関係内容		取引内容	取引金額	科目	期末残高
						役員の兼務等	事業上の関係				
親会社の子会社	しんきん証券株式会社	東京都中央区	20,000 百万円	証券業	—	なし	証券投資 信託受益 証券の募 集販売	投資信託 の代行手 数料	389,128 千円	未払 手数料	73,862 千円

(注) 1. 記載金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

2. 取引条件および取引条件の決定方針等

信託約款に定める受益者の負担する信託報酬のうち、委託者報酬分の配分を両者協議のうえ合理的に決定しております。

また、上記の他預金取引がありますが、取引条件が一般の取引と同等であることが明白な取引であるため記載しておりません。

2. 親会社に関する注記

親会社情報

信金中央金庫（東京証券取引所に上場）

当事業年度（自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日）

1. 関連当事者との取引

(1) 親会社および法人主要株主等

種類	会社等の名称	住所	資本金または出資金	事業の内容	議決権等の所有(被所有)割合	関係内容		取引内容	取引金額	科目	期末残高
						役員の兼務等	事業上の関係				
親会社	信金中央金庫	東京都中央区	690,998百万円	信用金庫連合会事業	直接(被所有)100%	兼任1人	証券投資信託受益証券の募集販売	運用受託報酬 投資信託の代行手数料 事務所賃借料 出向者人件費	160,021千円 1,926,104千円 49,958千円 144,916千円	未払手数料 — — —	142,775千円 — — —

(2) 兄弟会社等

種類	会社等の名称	住所	資本金または出資金	事業の内容	議決権等の所有(被所有)割合	関係内容		取引内容	取引金額	科目	期末残高
						役員の兼務等	事業上の関係				
親会社の子会社	しんきん証券株式会社	東京都中央区	20,000百万円	証券業	—	なし	証券投資信託受益証券の募集販売	投資信託の代行手数料	442,952千円	未払手数料	92,165千円

(注) 1. 記載金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

2. 取引条件および取引条件の決定方針等

信託約款に定める受益者の負担する信託報酬のうち、委託者報酬分の配分を両者協議のうえ合理的に決定しております。

また、上記の他預金取引がありますが、取引条件が一般の取引と同等であることが明白な取引であるため記載しておりません。

2. 親会社に関する注記

親会社情報

信金中央金庫（東京証券取引所に上場）

(1株当たり情報)

	前事業年度 自 平成28年4月 1日 至 平成29年3月31日	当事業年度 自 平成29年4月 1日 至 平成30年3月31日
1株当たり純資産額	857,627円65銭	1,047,032円43銭
1株当たり当期純利益金額	182,770円28銭	189,404円77銭

(注) 1. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式がないため記載しておりません。

2. 1株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前事業年度 自 平成28年4月 1日 至 平成29年3月31日	当事業年度 自 平成29年4月 1日 至 平成30年3月31日
当期純利益金額	731,081千円	757,619千円
普通株主に帰属しない金額	一千円	一千円
普通株式に係る当期純利益金額	731,081千円	757,619千円
期中平均株式数	4,000 株	4,000 株

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

2 中間財務諸表

(1) 中間貸借対照表

当中間会計期間末 平成30年9月30日		
科 目	金 額	
	千円	千円
(資産の部)		
流動資産		
現金・預金		4,741,056
前払費用		28,131
未収委託者報酬		505,474
未収運用受託報酬		14,892
未収収益		49
その他の流動資産		662
流動資産計		5,290,266
固定資産		
有形固定資産 ※ 1		92,779
建物	69,793	
器具備品	22,985	
無形固定資産		35,467
ソフトウェア	34,018	
電話加入権	959	
その他	489	
投資その他の資産		33,932
繰延税金資産	31,580	
長期前払費用	2,352	
固定資産計		162,179
資産合計		5,452,446

当中間会計期間末 平成30年9月30日		
科 目	金 額	
	千円	千円
(負債の部)		
流動負債		
未払金		369,245
未払手数料	317,874	
その他未払金	51,371	
未払法人税等		188,036
未払消費税等 ※ 2		31,462
未払事業所税		1,012
前受収益		86,672
賞与引当金		61,222
その他の流動負債		3,543
流動負債計		741,195
固定負債		
退職給付引当金		102,378
役員退職慰労引当金		16,112
固定負債計		118,490
負債合計		859,685
(純資産の部)		
株主資本		4,592,760
資本金		200,000
利益剰余金		4,392,760
利益準備金	2,000	
その他利益剰余金	4,390,760	
別途積立金	3,830,000	
繰越利益剰余金	560,760	
純資産合計		4,592,760
負債・純資産合計		5,452,446

(2) 中間損益計算書

当中間会計期間 自 平成30年4月 1日 至 平成30年9月30日		
科 目	金 額	
	千円	千円
営業収益		
委託者報酬		2,563,231
運用受託報酬		99,672
営業収益計		2,662,903
営業費用		
支払手数料		1,262,030
広告宣伝費		7,746
調査費		277,688
調査研究費	183,540	
委託調査費	94,147	
営業雑経費		30,952
印刷費	27,261	
郵便料	21	
電信電話料	1,224	
協会費	2,445	
営業費用計		1,578,417
一般管理費		
給料		259,126
役員報酬	20,846	
給料・手当	192,518	
賞与	2,467	
法定福利費	39,609	
福利厚生費	2,036	
その他給料	1,647	
賞与引当金繰入		61,222
退職給付費用		34,138
役員退職慰労引当金繰入		4,343
交際費		1,328
旅費交通費		4,728
租税公課		12,984
不動産賃借料		31,485
固定資産減価償却費 ※ 1		17,279
諸経費		72,666
一般管理費計		499,303
営業利益		585,183
営業外収益		
受取利息		67
その他営業外収益		280
営業外収益計		347

営業外費用 雑損失		181
営業外費用計		181
経常利益		585,349

当中間会計期間 自 平成30年4月 1日 至 平成30年9月30日		
科 目	金 額	
	千円	千円
税引前中間純利益		585,349
法人税、住民税および事業税		177,231
法人税等調整額		3,487
中間純利益		404,630

(3) 中間株主資本等変動計算書

当中間会計期間（自 平成30年4月1日 至 平成30年9月30日）

（単位：千円）

	株主資本						純資産合計
	資本金	利益剰余金				株主資本 合計	
		利益 準備金	その他利益剰余金		利益 剰余金 合計		
			別途 積立金	繰越利益 剰余金			
当期首残高	200,000	2,000	3,080,000	906,129	3,988,129	4,188,129	4,188,129
当中間期変動額							
新株の発行	—	—	—	—	—	—	—
剰余金の配当	—	—	—	—	—	—	—
別途積立金の積立	—	—	750,000	△750,000	—	—	—
別途積立金の取崩	—	—	—	—	—	—	—
中間純利益	—	—	—	404,630	404,630	404,630	404,630
株主資本以外の項目の 当中間期変動額（純 額）	—	—	—	—	—	—	—
当中間期変動額合計	—	—	750,000	△345,369	404,630	404,630	404,630
当中間期末残高	200,000	2,000	3,830,000	560,760	4,392,760	4,592,760	4,592,760

注記事項

（中間貸借対照表関係）

項 目	当中間会計期間末 平成30年9月30日
＊1 有形固定資産の減価償却累計額	建物 67,439千円 器具備品 38,514千円
＊2 消費税等の取扱い	仮払消費税等および仮受消費税等は相殺のうえ、 「未払消費税等」として表示しております。

（中間損益計算書関係）

項 目	当中間会計期間 自 平成30年4月 1日 至 平成30年9月30日
＊1 減価償却実施額	有形固定資産 7,182千円 無形固定資産 10,096千円

（中間株主資本等変動計算書関係）

当中間会計期間（自 平成30年4月1日 至 平成30年9月30日）

発行済株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当中間会計期間末
普通株式(千株)	4	—	—	4
計	4	—	—	4

（金融商品関係）

当中間会計期間末（平成30年9月30日）

金融商品の時価等に関する事項

平成30年9月30日における中間貸借対照表計上額、時価およびこれらの差額については、次の通りであります。

（単位：千円）

	中間貸借対照表計上額	時価	差額
(1)現金・預金	4,741,056	4,741,056	—
(2)未収委託者報酬	505,474	505,474	—
(3)未収運用受託報酬	14,892	14,892	—
資産計	5,261,422	5,261,422	—
(4)未払手数料	317,874	317,874	—
(5)その他未払金	51,371	51,371	—
(6)未払法人税等	188,036	188,036	—
(7)未払消費税等	31,462	31,462	—
(8)未払事業所税	1,012	1,012	—
負債計	589,756	589,756	—

（注）金融商品の時価の算定方法

(1)現金・預金、(2)未収委託者報酬、(3)未収運用受託報酬、(4)未払手数料、(5)その他未払金、(6)未払法人税等、(7)未払消費税等、(8)未払事業所税

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

（セグメント情報等）

当中間会計期間（自 平成30年4月1日 至 平成30年9月30日）

1. セグメント情報

当社は、投資運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

2. 関連情報

（1）製品・サービスごとの情報

当社の製品・サービス区分の決定方法は、中間損益計算書の営業収益の区分と同一であることから、製品・サービスごとの営業収益の記載を省略しております。

（2）地域ごとの情報

①売上高

本邦の外部顧客からの営業収益に区分した金額が中間損益計算書の営業収益の90%を超えるため、地域ごとの営業収益の記載を省略しております。

②有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が中間貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、地域ごとの有形固定資産の記載を省略しております。

（3）主要な顧客ごとの情報

（単位：千円）

顧客の名称又は氏名	営業収益
信金中央金庫	85,883

なお、営業収益の金額は、運用受託報酬について表示しております。

(1株当たり情報)

当中間会計期間 自 平成30年4月 1日 至 平成30年9月30日	
1株当たり純資産額	1,148,190円04銭
1株当たり中間純利益	101,157円61銭
潜在株式調整後1株当たり中間純利益については、潜在株式が存在しないため記載 していません。	
(注)算定上の基礎	
1株当たり中間純利益	
中間純利益	404,630千円
普通株主に帰属しない金額	— 千円
普通株式に係る中間純利益	404,630千円
期中平均株式数	4,000株

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

4【利害関係人との取引制限】

委託会社は、「金融商品取引法」の定めるところにより、利害関係人との取引について、次に掲げる行為が禁止されています。

- (1) 自己またはその取締役もしくは執行役との間における取引を行うことを内容とした運用を行うこと（投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。）。
- (2) 運用財産相互間において取引を行うことを内容とした運用を行うこと（投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。）。
- (3) 通常の取引の条件と異なる条件であって取引の公正を害するおそれのある条件で、委託会社の親法人等（委託会社の総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下(4)(5)において同じ。）または子法人等（委託会社が総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ。）と有価証券の売買その他の取引または金融デリバティブ取引を行うこと。
- (4) 委託会社の親法人等または子法人等の利益を図るため、その行う投資運用業に関して運用の方針、運用財産の額もしくは市場の状況に照らして不必要な取引を行うことを内容とした運用を行うこと。
- (5) 上記(1)から(4)に掲げるもののほか、委託会社の親法人等または子法人等が関与する行為であって、投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのあるものとして内閣府令で定める行為。

5【その他】

(1) 定款の変更

定款の変更に関しては、株主総会において株主の決議が必要です。

(2) 訴訟事件その他の重要事項

委託会社およびファンドに重要な影響を与えた事実、または与えると予想される事実はありません。

第2【その他の関係法人の概況】

1【名称、資本金の額及び事業の内容】

1－（1）名称

信金中央金庫（指定登録金融機関）（販売会社）

（2）資本の額（出資の総額）

690,998百万円（平成30年3月末現在）

（3）事業の内容

全国の信用金庫の中央金融機関として、信用金庫の余裕資金の効率運用と信用金庫間の資金の需給調整、信用金庫業界の信用力の維持向上および業務機能の補完を図っています。

2－（1）名称

しんきん証券株式会社（金融商品取引業者）（販売会社）

（2）資本の額 20,000百万円（平成30年3月末現在）

（3）事業の内容

金融商品取引法に基づき第一種金融商品取引業を営んでいます。

3－（1）名称

三菱UFJ信託銀行株式会社(受託会社)

（2）資本の額 324,279百万円（平成30年3月末現在）

（3）事業の内容

銀行業および信託業務を営んでいます。

<再信託受託会社の概要>

・名称

日本マスタートラスト信託銀行株式会社

・資本の額 10,000百万円（平成30年3月末現在）

・事業の内容

銀行業および信託業務を営んでいます。

（参考）マザーファンドの投資顧問会社の概要

（1）名称 富国生命投資顧問株式会社（投資顧問会社）

（2）資本の額 498.4百万円（平成30年3月末現在）

（3）事業の内容

金融商品取引法に基づく登録を受けて、金融商品に係わる投資運用業務および投資助言業務を営んでいます。

2【関係業務の概要】

（1）信金中央金庫（販売会社）

委託会社の指定する登録金融機関として、当該受益権の募集の取扱い、償還金等の支払を行います。

（2）しんきん証券株式会社（販売会社）

委託会社の指定する金融商品取引業者として、当該受益権の募集の取扱い、償還金等の支払を行います。

（3）三菱UFJ信託銀行株式会社（受託会社）

投資信託財産の保管・管理業務を行い、分配金、解約金および償還金の委託会社への交付等を行います。

3【資本関係】

信金中央金庫は、委託会社の発行済株式総数4,000株を全て保有します。

第3【参考情報】

当計算期間において、提出されたファンドに係る金融商品取引法第25条第1項各号に掲げる書類は以下のとおりです。

- | | |
|-------------------|-------------------------|
| (1) 有価証券届出書 | 平成30年2月23日
関東財務局長に提出 |
| (2) 有価証券報告書 | 平成30年2月23日
関東財務局長に提出 |
| (3) 半期報告書 | 平成30年8月31日
関東財務局長に提出 |
| (4) 有価証券届出書の訂正届出書 | 平成30年8月31日
関東財務局長に提出 |

独立監査人の監査報告書

平成30年6月5日

しんきんアセットマネジメント投信株式会社

取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 南波 秀哉 印

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 小松崎 謙 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているしんきんアセットマネジメント投信株式会社の平成29年4月1日から平成30年3月31日までの第28期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、しんきんアセットマネジメント投信株式会社の平成30年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

2. XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の監査報告書

平成31年1月23日

しんきんアセットマネジメント投信株式会社

取締役会 御中

PwCあらた有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 大畑 茂
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているしんきんSRIファンドの平成29年12月8日から平成30年12月7日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、しんきんSRIファンドの平成30年12月7日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

しんきんアセットマネジメント投信株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

2. XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の中間監査報告書

平成30年12月14日

しんきんアセットマネジメント投信株式会社
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 南波 秀哉 印
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 小松崎 謙 印
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているしんきんアセットマネジメント投信株式会社の平成30年4月1日から平成31年3月31日までの第29期事業年度の中間会計期間（平成30年4月1日から平成30年9月30日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書、中間株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について中間監査を行った。

中間財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した中間監査に基づいて、独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得るために、中間監査に係る監査計画を策定し、これに基づき中間監査を実施することを求めている。

中間監査においては、中間財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するために年度監査と比べて監査手続の一部を省略した中間監査手続が実施される。中間監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要な応じて追加の監査手続が選択及び適用される。中間監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。また、中間監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め中間財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間監査意見

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、しんきんアセットマネジメント投信株式会社の平成30年9月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する中間会計期間（平成30年4月1日から平成30年9月30日まで）の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1. 上記は中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

2. XBR Lデータは中間監査の対象には含まれていません。